

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

3月議会定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま表彰状を伝達いたしました。長きにわたり議員活動に邁進され、めでたく受章されました皆様に心からお祝いを申し上げます。まことにめでたうございました。

町民のニーズにこたえることができますよう、私どもさらに精進してまいりたいと思っております。皆様のさらなるご活躍をご祈念申し上げます。

さて、国政では日本経済再生に向けた緊急経済対策を閣議決定し、再生に向けた取り組みが始まっております。国の政策により我が町の平成25年度当初予算が編成されました。その予算が町民全体を網羅した公平な政策であるか活発に議論し、町の将来を審議する重要な会議であります。

審議に当たり、町民の負託にこたえることが議員としての最大のテーマでありますことを再認識され、慎重な審議が図られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

高橋保議員並びに阿部助次農業委員会会長から欠席届が出されております。やむを得ない状況と判断し、受理したところでありますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は10人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第1回真室川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、真室川町議会会議規則第119条の規定により、議長において3番、佐藤成子君、4番、佐藤正君を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、あらかじめ議会運営委員会に付託しておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長、佐藤正美君。

○議会運営委員長（佐藤正美） おはようございます。本定例会の会期運営につきましては、去る3月1日午前10時より議会運営委員会を開催し、次のように決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

まず、会期につきましては、本日7日より13日までの7日間とし、専決処分の報告、人事案件、条例の設定、制定のほか、平成24年度一般会計並びに特別会計補正予算、平成25年度一般会計及び特別会計当初予算等の執行部提案37件並びに発議2件、請願1件、また意見書提出依

頼の文書を受け付けております。慎重に審議をしたいと思います。

なお、会期日程につきましては、各位のお手元に配付をしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

議員各位並びに執行部におかれましては、円滑な議会運営がなされるようご協力をお願いし、報告といたします。

○議長（佐藤忠吉） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より13日までの7日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月13日までの7日間とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、諸般の報告をいたします。

本定例会の説明員として出席通知のありました一覧表の写しを皆さんのお手元に配付しております。また、町代表監査委員、教育委員長及び農業委員会会長につきましては3月7日、8日、11日、13日の本会議への出席を要求しておりますので、報告いたします。

次に、私の日程報告と皆様方と私の当面の日程を参考資料としてまとめておきましたので、ご参照いただきたいと思います。

私のほうからは以上であります。

執行部から報告等ございませんか。町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） おはようございます。ただいま受章されました皆様、町発展のために長きにわたり寄与されたことに関しまして、改めて感謝を申し上げる次第であります。さらなるご活躍を祈念いたします。まことにめでとうございました。

私のほうから1点報告いたします。豪雪による状況でありますけども、現時点で人身事故の通報はありませんが、建物等の被害について報告いたします。

積雪の重みのため倒壊した建物は7件となっており、空き家が3件、うち2件は附属屋根の車庫と作業小屋、その他は物置2件、車庫1件、倉庫1件となっています。5件については、町外転出や施設入所、死亡により、雪おろし等の管理がなされていなかったための倒壊であります。大滝地区の1件は、県道に雪が落ちましたが、県が処理を行い、他の6件は近隣に被害が及ぶ状況にはありませんが、雪が解けた時点で撤去を行うよう、所有者の関係者に連絡済みであります。

また、町道の危険箇所についても点検を行っており、状況に応じた対応を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

今後の日程であります。3月30日の松澤洋一氏の旭日中綬章祝賀会のご出席をよろしくお願いたします。

○議長（佐藤忠吉） 教育長、竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） おはようございます。学校関係行事のご案内を申し上げます。

まず最初に、卒業式ですが、3月15日金曜日、真室川中学校、午前10時開式。及位中学校、午前9時開式。小学校ですが、3月16日土曜日、真室川小学校、あさひ小学校、北部小学校、いずれも10時開式です。

続いて、閉校式ですが、3月23日土曜日、及位中学校、午前10時開式予定になっております。議員の皆様方のご出席をよろしくお願申し上げます。

以上です。

（「議長」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 忘れ物をしましたので、とりに行ってまいります。よろしいですか。

○議長（佐藤忠吉） 退場を許可します。

○10番（五十嵐久芳） ありがとうございます。

○議長（佐藤忠吉） 暫時休憩します。

（午前10時07分）

（休 憩）

（午前10時08分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、町長の施政方針演説を求めます。町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 本日ここに、平成25年第1回真室川町議会定例会を開会するにあたり、町政に関する所信と新年度予算案をはじめとする主要施策の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成25年度における行政運営について申し上げます。

第5次総合計画で定めた将来像「人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川」を目指し、「人と地域と自然が輝く協働のまちづくり」を基本姿勢として、次の6項目を基本目標として、目的と成果がわかりやすい政策推進を行ってまいります。

1. いきいきと働き個性を創るまちづくり
2. 健康と福祉のまちづくり
3. 心豊かな人と文化を育むまちづくり
4. 快適で安心できるまちづくり

5. ひと・もの・ところが交流するまちづくり

6. 健全財政のまちづくり

1つ目の「いきいきと働き個性を創るまちづくり」の施策、産業の振興についてであります。

農業振興策について、担い手の育成、周年農業の確立、資源循環型農業の推進、生産基盤の整備を進めてまいります。

特に、農業の6次産業化については、専門知識の向上や人材育成、交流と連携させた販売拡大を行っていくために、関係者の皆さんと意見交換を図りながら具体的な推進方策を検討するとともに、総務省の「地域おこし協力隊」事業を活用して6次産業化推進員を配置し、新たな産品開発や交流開発事業を推進します。

また、地域農業を支える担い手の経営改善支援策として、新規就農者など意欲ある農業者が新規作物の導入、技術改善、加工・交流事業に取り組む場合にその研修経費の一部を助成する「農業後継者育成支援事業」を新たに実施いたします。

林業振興策として、町森林整備計画に基づいた適切な森林施業とやまがた緑環境税事業を推進するとともに、梅里苑チップボイラーを木質バイオマスの利用のシンボルとし、薪ストーブ等の利用推進と併せて森林資源の適正利用を進めます。

商業振興策として、意欲ある事業者への支援策としてこれまで2件の新規開業を支援した「中心商店街活性化事業」を継続し、生産・加工・販売事業の連携を図り、新規産品開発を支援してまいります。

企業誘致を一層推進し、地元企業の事業拡大と雇用の促進をさらに図るため、産業振興奨励金を拡充します。

真室川ブランド推進事業についてはこれまで30品目の認定、12件の特産品開発支援を行っているところですが、特に認定品を中心にした産品のPRを目的にした逸品展についてはバイヤー等を招致するなど外部事業者との連携を図る内容に拡充を図ります。

観光施策関係については、JR東日本を主体にした旅行キャンペーンの事前事業である「プレディスティネーションキャンペーン」が今年度開催されることから、観光物産協会等の関係者と連携しながら森林トロッコ、梅里苑、巨木を素材にしたツアー商品造成に向け旅行者に働きかけるとともに、もがみ観光博事業の一環として実施される「地域体験型宝探しイベント」に新たに取り組み、関係団体の育成と集客の拡大を進めてまいります。

自然環境保全の推進として、町内各地に分布する自然資源のシンボルである巨樹・巨木や湿原などの保護を図り、自然保護活動のボランティア団体、地域住民、関係機関との連携で周辺部の環境保全と整備を推進します。

2つ目の基本目標、「健康と福祉のまちづくり」をめざして、すべての町民が、すこやかに元気で暮らし続けられるよう、健康づくりの推進、子育て支援の強化、地域医療体制、高齢者

福祉や障がい者福祉、地域福祉の充実に努めてまいります。

ヘルスケアセンターを拠点としたワンストップサービスを推進し、保健・子育て支援・福祉・介護に関する総合相談窓口とサービス提供までに結び付け、予防接種・各種検診の費用負担軽減、就学前保育・教育、子育て支援の更なる充実、地域包括ケア体制の確立と地域医療の堅持、各種福祉サービス給付の利便性向上に努めてまいります。

健康づくり推進のため、特定年齢者の大腸がん・女性特有のがん検診費用の公費負担、特定検診や各種がん検診の個人負担の軽減を継続し、受診率向上と早期発見・早期治療につなげてまいります。

心の健康づくりのため、心理療法士等の専門家による相談機会を継続確保し、ボランティア組織が行う地域活動を支援し、心身とも健康で元気な町・地域づくりを目指します。

少子化対策として、新たに、特定不妊治療費助成事業の県費助成に合わせて、町単独治療費助成を加え、治療者の負担軽減を図ってまいります。

平成25年度より国庫助成が廃止される妊婦健診と子宮頸がん等ワクチン接種に係る費用は、引き続き町負担とし、児童・生徒を対象としたその他の法定予防接種も無料化を継続してまいります。

子育て医療費給付事業の拡充として、中学生までの医療費はこれまでの申請方式を改め、今年7月から医療証を医療機関窓口に表示するだけで無償化とします。

放課後子ども対策として、引き続き、小学校施設を利用した学童クラブ運営を社会福祉協議会に委託するとともに、教育委員会が主催する放課後子ども教室と連携した安全で健やかな居場所を確保してまいります。

町立病院については、「町立真室川病院改革プラン」の点検・評価・検証を踏まえ、さらに改革を推進すると共に、慢性的な内科医師不足の解消、病院スタッフのサービス向上、各種医療機器の充実を図り、安全・安心の医療を提供していきます。

就労支援事業の利用者増加や障害者総合支援法の施行に伴い難病者等のサービス費が支給対象となることによる総合支援給付の拡大と18歳未満児童への養育医療費の支給認定審査及び給付業務への対応、福祉燃料券・タクシー券給付等の在宅福祉事業の継続実施により、障がい者福祉の強化を図ってまいります。

元気な高齢者づくり、高齢者の生きがいづくり対策として、いきいきサロンの普及や活動支援、老人クラブ連合会活動活性化の支援、また、高齢者インフルエンザ並びに肺炎球菌ワクチン接種費用助成、健康増進体操普及、介護予防教室の開催を継続し、高齢者の感染予防・健康維持・介護予防に努めてまいります。

昨年より着手した災害時要援護者支援台帳登録事業については、新たな登録申請を推進するとともに、自主防災組織や民生委員と情報共有し、地域での避難訓練等への活用を働き掛け、

災害時の速やかな安否確認や避難誘導につなげられるよう努めてまいります。

食育の推進について、食育ポスターを作成掲示し普及啓発を図るとともに伝統食継承講座を開催し、世界遺産候補である伝統的和食への関心を高めるとともに、学校給食における地産地消も関係者連携のうえ進めてまいります。

次に、3つ目の目標「心豊かな人と文化を育むまちづくり」についてであります。

学校教育の充実として、平成25年4月1日から町立中学校が1校になることから、今後ともさらなる教育効果の向上に努めるとともに、登下校対策の充実による保護者負担の軽減等を含め、スムーズな学校運営が図られるよう支援してまいります。

児童・生徒の学力向上にあたり、学習指導員や英語指導補助員等を配置し、きめ細かな学習指導を図るとともに、教職員の指導力向上や小中連携教育等を充実するため、「梅の里チャレンジプラン」を推進してまいります。

特別な支援が必要な児童・生徒には学習支援員を配置し、個別指導や生活支援を充実させながら、「一人ひとりの伸びる力を最大限に引き出す」教育を目指してまいります。

また、就学指導の充実を図るとともに、こども園及び保育所から小学校への、子どもの成長と学びが滑らかに接続できるよう、幼保小連携を推進いたします。

教育環境充実のため、25年度に小中学校全校のエアコン完備を行うとともに、教務用及び児童用パソコンの更新等により、快適且つ効果的な学習環境を整備してまいります。

生涯学習の充実として、「一人1学習・1スポーツ・1ボランティア」を基本テーマとした、2年次目となる生涯学習推進後期計画を円滑に運営するとともに、専門性の高い職員や地域リーダーの育成等により、生涯学習の更なる推進を図ってまいります。

青少年の地域活動を充実させ、青少年の社会力育成や地域リーダーの養成、地域の教育力向上等を目指すため、伝承文化活動や放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、高校生ボランティア育成事業等を、学校及び地域団体等と連携して実施してまいります。

成人教育として、公民館を核にした学習活動や地域づくり事業を推進するとともに、女性教育や家庭教育、高齢者教育の充実を図るため、関係機関・団体等と連携して取り組んでまいります。

生涯スポーツの充実として、少年スポーツ教室や町民レクリエーション大会、町民総合体育大会の開催等により、町民一人1スポーツを推進し、健康体力づくりと地域コミュニティの活性化に努めてまいります。

総合運動公園多目的運動広場の洋芝を日本芝に全面改修し、各種のスポーツ・競技に対応すると共に維持管理経費の節減を行います。

学習環境の整備として、差首鍋地区生涯学習センターの設置及び中央公民館の耐震工事、町民体育館屋根塗装や小又地区交流センター屋根被覆工事を行い、利用者の安全確保と利便性の

向上に努めてまいります。

芸術文化の充実として、番楽フェスティバルをはじめ、ふるさと子ども伝承祭、山形県児童生徒版画作品展、みてみてわたしの作品展等、町の特長ある芸術文化活動を継続してまいります。

地域活動の推進として、住民発想による主体的な集落づくりを一層推進するため「地域づくり活動支援事業」を創設し、特色ある地域づくり事業や公民館活動を支援してまいります。

ボランティア・NPO活動の推進として、ボランティア関係組織のネットワークを強化するとともに、町民のボランティア活動に対する啓発・参加を推進するとともに、その自主性・自発性を尊重しながら組織の育成と活動の支援を行ってまいります。

次に、4つ目の「快適で安心できるまちづくり」についてであります。

道路網の整備として、町道改良事業については、優先度に応じて新規・継続工事を行い、橋梁の整備は、大池橋の旧橋の撤去や平成24年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、田代橋、上小又橋、中村橋等の橋梁の修繕を行います。

交通体制の整備について、生活道路の安全・安心を確保する舗装工事や側溝整備工事と除雪機械の更新を行いながら冬期除雪体制を充実させてまいります。

年間6万人以上の利用がある町営バスは、町民の足としてなくてはならない交通機関であることから、今年度もバスの更新を行い、5路線の運行継続と維持を行いながら、さらに利用しやすい運行体系を検討してまいります。

生活環境の整備においては、水道未普及地域の水環境対策として、今年度から3年間で、井戸などの自家用水を安心して使用できるよう、水質検査や小規模滅菌装置等の購入補助を行います。

生活排水処理対策として、下水道への加入促進と合併処理浄化槽の設置促進を行い、水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

公営住宅について、長寿命化計画を策定し、計画的な修繕と整備を行い、一般住宅に対しては3年目となる住環境快適サポート事業により、快適な住環境確保のための補助を継続してまいります。

ごみ処理と環境保全について、ごみ処理基本計画及び分別収集計画により、区長会・衛生組合連合会と連携し、減量化と資源化の啓発を行い、ごみ量の削減に努め、省エネ・省資源・リサイクル運動を推進いたします。

また、環境保全委員による巡視や啓発により不法投棄防止を強化すると共に環境美化里親制度等を推進し、保全活動を拡大してまいります。

防災体制の整備として、防災放送の利用向上、行政無線の整備、主要施設への小型発電機の配備、孤立地区への衛星携帯配備、計画的な消防団防災資機材の更新、防火水槽の設置、小型

動力ポンプ、ポンプ付積載車の整備を継続し、さらに今年度は避難所となる公民館分館の耐震診断と改修計画策定の補助、災害時用備蓄品増強、ドクターヘリ誘導の保安業務など災害への備えを強化し、自主防災組織の組織率向上と啓発を行い、総合的な防災体制と危機管理体制の強化を図ってまいります。

克雪・利雪のまちづくりとして、冬期交通の確保と流雪溝の有効活用による負担軽減を行い、豪雪地域であることを利用した、スキー大会や雪祭り等のイベントによりスポーツ振興や交流人口の拡大を図ってまいります。

地球温暖化防止対策の推進として、家庭での再生可能エネルギーの普及を重点課題と位置付け、補助金を創設して3年目となる薪ストーブ・ペレットストーブ等木質バイオマスの活用や太陽光発電の普及を図るとともに、梅里苑に設置する木質チップボイラーの利活用・検証を進め、小水力発電事業についても推進できるよう調査を継続してまいります。

また、緑のカーテン事業により、家庭からの環境意識の高揚を図り、資源やエネルギーの無駄遣いの排除と再利用やリサイクルを推進し、循環型社会による地球温暖化の防止策を進めてまいります。

次に、5つ目の「ひと・もの・こころが交流するまちづくり」についてであります。

若者の出会いの場の創出、少子化・結婚支援として、新たなセミナー及び未婚男女による小パーティーの開催、そして引き続き結婚支援員制度を推進し、最上広域婚活事業実行委員会と連携しながら、結婚しやすい環境づくりを図ってまいります。

真室川音頭を縁とする交流を推進し、真室川の認知度アップ、情報の発信や地域の発展を図るため、新たに「真室川音頭発信事業」を実施いたします。

また、「東京真室川会40周年記念事業」を実施し、町ブランド品のPR等を行い、交流拡大をさらに図ってまいります。

姉妹都市である古河市、また、女川町との民間交流への支援、そして真室川ファンや応援団の方々との交流をますます拡大すると共に、地域の参加協力を得ながら、事業を展開してまいります。

情報ネットワークの活用推進として、全町の超高速通信ネットワーク網を利用した、光通信サービス加入者を増やすため「光通信利用促進事業」を展開し、高速情報通信の利用拡大を図ってまいります。

次に、6つ目の「健全財政のまちづくり」についてであります。

まちづくり意識の高揚を高めるため、政策形成段階からの情報公開とパブリックコメントを実施してまいります。

町民と協働のまちづくりとして、町民と行政が相互の役割を明確にしながら「協働・共育のまち」づくりを進めるとともに、地域との情報交換や連携を行う職員の地域担当制を継続し、

地域の活性化に努めてまいります。

男女共同参画社会の推進について、審議会・委員会等の女性委員の割合の目標を3割以上とし、女性の人材育成を図りながら積極的な任用を進めます。

健全な行財政の確立として、地域主権時代における行政課題の対応と効率的な解決を行うため、職員の資質向上、人材育成、組織機構の見直し、行政コストの削減を図り、施策の効果が見える事業と予算の効果的執行により行財政力の維持向上に努めてまいります。

以上の6つの基本目標を達成するための各施策を実施する平成25年度各会計の当初予算であります。最初に一般会計について申し上げます。

歳入においては、町税は長引く景気低迷に加え、東日本大震災に起因する社会状況の悪化は回復せず、企業の業績不振、さらに厳しい雇用情勢、人口減少が続き、全体としてはマイナス基調が懸念されるではありますが、個人町民税、法人町民税、固定資産税は24年度の決算見込額をベースに当初予算対比で微増、たばこ税は、都道府県と市町村の配分率が変更になるため730万円の大幅な増を見込み、全体では2.7%増加の6億1,144万8,000円とし、6億円台を確保する考えであります。

地方交付税は、地方財政計画において総額17兆624億円、対前年度3,921億円の減額で決定されたところですが、これに当町の各種基礎数値や起債償還額の減少などを加味し、2.2%減少の26億5,574万1,000円とし、特別交付税は、24年度の交付決定が3月中旬であり、また、全国的な災害の程度等により当町の交付額も大きく増減することから、24年度当初予算と同額の2億6,000万円を計上しました。

国・県支出金は、国の経済対策で創設された地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、通称、元気交付金を町道整備事業の特定財源として1,900万円、障がい者給付費負担金が3,638万8,000円の大幅な増となるなどの増加要因がありましたが、3月補正で前倒しした事業の国庫補助金が1億1,329万1,000円、再生可能エネルギー導入支援事業費補助金が皆減、畜産規模拡大支援事業費補助金が減少したことなどもあり、総額で3,248万6,000円の減額を見込みました。

繰入金は、今年度もいきいきファミリー育成基金のみとしています。

町債のうち臨時財政対策債は、交付税の原資となる国税5税の収入不足分を国と地方が折半して起債する制度で、25年度も継続されることから、当町における発行許可額を24年度とほぼ同額の2億1,000万円と見込みました。

その他の起債は、交付税措置率が高い過疎債・辺地債であっても極力抑制する計画としています。

歳出において、人件費は極力抑制し、ほぼ昨年並といたしました。

公債費は、前年度より3,186万5,000円の減少で、25年度末の町債残高を49億4,057万円と計画しています。50億円台を下回るのは平成5年度以来となります。

扶助費は、障がい者介護給付費の増加等で3,573万6,000円の増加となりました。

物件費は、除排雪対策の強化や6次産業化の推進、臨時職員の新規雇用・処遇改善、各種ソフト事業の充実等により増加しました。

補助費の主な内容は、最上広域市町村圏事務組合分担金が1,458万円の増加で2億8,954万4,000円、最上地区広域連合負担金が2,738万円の増加で9,914万6,000円、病院事業会計交付金が1,400万円の減額で2億1,000万円、水道会計交付金2,019万6,000円の増額で1億1,968万7,000円、新たに青年就農給付金が1,325万円などであります。

普通建設事業は、流雪溝整備や法面災害防除等を行う活力創出基盤整備事業が1億3,396万円、総合運動公園の多目的広場芝改修事業が5,240万9,000円、町民体育館の屋根塗装事業が3,386万円、道路整備事業は5,386万円増加の2億2,213万9,000円など、合計で6億171万8,000円を計上しました。

国の経済対策の対象となる予定の消防設備整備事業、象獅子災害防除事業、農村災害対策事業、及位統合簡易水道事業、学校エアコン整備事業、中央公民館耐震改修事業の6つの補助事業などの合計3億1,900万円と合わせ、総額を9億2,071万8,000円、対前年度1億8,690万2,000円の大幅な増額としました。

以上、平成25年度一般会計の当初予算案は、対前年度比マイナス1.3%、6,300万円減の47億5,300万円ですが、補正を含めた規模は対前年度比5.3%、2億5,600万円の大幅増額の50億7,200万円とする編成をいたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。

国民健康保険事業については、基盤拡大による保険財政の安定を目的に平成19年4月1日から4町村による「最上地区広域連合」としてスタートし、平成25年度で7年次を迎えます。

平成25年1月末現在の国保加入世帯数は3,871世帯、被保険者数は7,695人で、うち真室川町は1,402世帯、被保険者数は2,738人です。

主な事業内容は、すこやか家族支援事業に係る各種健康指導や高齢者の活動を支援する元気高齢者づくり推進事業などの総合保健施設運営事業ですが、国からの財政調整交付金については、今年度から町立病院会計に直接交付されることに取り扱いが変更となるため、歳入歳出それぞれにおいて減額となっております。

以上のことから、平成25年度国民健康保険特別会計の当初予算案は、歳入歳出それぞれ7,010万円、対前年度比10.7%、840万円の減額とする編成をいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

平成20年4月1日から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、平成25年度で6年次を迎えます。

事業運営は県内全市町村で構成する山形県後期高齢者医療広域連合において実施しており、

市町村の業務は窓口業務や保険料の徴収などとなっています。

保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年ごとの見直しが規定されており、昨年度、保険料率を算定した結果、一人当たりの保険料の上昇率は4.11%、均等割は3万8,400円から3万9,500円に、所得割は7.12%から7.52%に、賦課限度額が50万円から55万円に決定されたところであります。

平成25年度後期高齢者医療特別会計の当初予算案は、高齢化により後期高齢者医療制度に加入する被保険者の増加が見込まれることから、歳入歳出それぞれ1億9,970万円、対前年度比0.8%、150万円の増額とする編成をいたしました。

次に、介護保険特別会計であります。

第5期介護保険事業計画の2年次ですが、要介護認定者と通所サービス等利用者が増加し、また、介護報酬単価の増額改定や加算措置等の影響もあり、計画値を上回る介護給付費の見込みとなり、不足する財源2,130万円を県財政安定化基金から借り入れることとしました。

地域包括支援センターを主体として「地域包括ケア」と「介護予防」の推進、「認知症総合推進対策」の充実を図るとともに、保険料納付の促進と適正な介護給付を堅持するため、居宅介護支援事業所等への指導強化を行ってまいります。

平成25年度介護保険特別会計の当初予算案は、歳入歳出それぞれ10億930万円、対前年度比9.4%、8,650万円の増額とする編成をいたしました。

次に、町立真室川病院事業会計であります。

我が国の医療費は、高齢化の進展、疾病構造の変化、医療の高度化によって、その増加傾向はますます著しくなることが予想されます。

このような状況の中で、以前から難題であった医師不足については、関係各機関への懸命な働きかけを行った結果、25年度から内科医師1名の常勤に目途が立ち、診療体制の維持を確保したところです。

また県の「へき地等病院医師配置標準特例許可」については、平成27年12月まで延長することができましたが、引き続き医師確保と更なる診療体制の強化が必要です。

高齢化率の上昇は将来も避けられず、保健・医療・福祉の総合的、一体的なサービス提供が一層必要であり、町立病院は「ヘルスケアセンターまむろ川」の中核施設であることから、いつでも安心して医療が受けられるよう体制整備を進めていく必要があります。

「町立真室川病院改革プラン」の継続的な点検・評価と推進に取り組みながら、各種医療機器の充実を図り、安全・安心の医療を提供してまいります。

平成25年度町立真室川病院の当初予算案は、予算総額11億3,100万円、対前年度比1.5%、1,700万円の増額とする編成をいたしました。

次に、水道事業特別会計であります。

当町の水道事業は、昭和44年7月の釜淵簡易水道給水開始から40年以上経過し、施設の老朽化が著しいことから、計画的に更新・再構築を行っています。

人口減少に伴う収入の減少により厳しい財政運営を強いられていますが、年次計画の見直しや経常経費の節減、料金未収金対策に努めながら、安定した経営を目指します。

上水道事業は、新橋通り地区の老朽管更新工事のほか、下水道工事に伴う町道東町住宅線配水管布設替工事を計画しております。

簡易水道事業は、24年度からの繰越であります及位統合簡易水道事業の膜ろ過施設整備工事のほか、及位配水池・及位浄水場の外構工事、町道新及位中ノ股線の道路改良に伴う配水管布設替工事などを実施します。

平成14年度から実施してきました及位統合簡易水道事業については、今年度をもって中止し、新たに真室川町上水道統合整備事業として認可を取得し事業を行います。

事業の概要は、従前の計画であった釜淵浄水場の改修を行わず、安価になってきた山形県企業局金山浄水場の水を釜淵に送水する計画であり、事業認可関連の経費を予算計上しております。

以上のことから、平成25年度水道事業特別会計の当初予算案は、4億1,620万円、対前年度比30.0%、1億7,810万円の減額とする編成をいたしました。

次に、公共下水道事業特別会計であります。

生活・自然環境改善に必要である下水道の整備について、平成14年度の供用開始から計画的な整備推進と加入促進を行っておりますが、24年末現在の水洗化率は50.51%と低迷している状況にあり、引き続き加入促進のための努力を行います。

下水道整備は多額の建設事業費を必要とし、その財源は地方債及び繰入金が大きな割合を占めている実情にあります。

さらに、国の歳出削減の動きにより補助事業も縮小傾向が続いておりますが、平成26年度完成を目指して事業を実施してまいります。

平成25年度は、町道東町住宅線、町道東町宮町線、町道緑町1号線、町道新町小林線の開削工事と、平成24年度施工箇所である町道東町錦町線、町道小林新町線の舗装本復旧工事を計画しています。

以上のことから、平成25年度公共下水道事業特別会計の当初予算案は、歳入歳出それぞれ1億6,180万円、対前年度比6.4%、980万円の増額とする編成をいたしました。

次に、まむろ川温泉梅里苑事業特別会計であります。

昭和63年に温泉保養施設として発足、平成12年度に宿泊棟を完成オープンさせ、平成13年度からは公営企業会計方式による明確かつ健全な運営を追及してきました。

家族・小団体向けの「コテージ」や「森林トロッコ」、町民の交流創出促進会場としての「イ

ベントハウス遊楽館」運営を梅里苑事業に組み込みながら、観光そして町民の交流拠点として事業を展開しております。

接遇力の強化を基本にしながら、日帰関係については日帰休憩プランやミニイベントの充実、町外へのPR誘客活動の拡大、宿泊関係については新たに旅行業者への販売委託、ネット販売委託を行い部屋稼働率のアップを図ります。

リニューアル後は利用者也増加しており、平成25年度は木質チップボイラーの稼働による付加価値の向上と経費削減を目指します。

平成25年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計の当初予算案は歳入歳出それぞれ8,900万円、対前年度比1.1%、100万円の増額とする編成をいたしました。

以上、平成25年度の8会計合計の予算規模は、82億6,052万円で、前年度比3.7%、2億9,672万円の大幅な増加といたしました。

また、平成24年度末における町債残高見込額は、23年度末からさらに3億2,803万円減少の53億3,682万円、25年度末には49億4,057万円と計画しており、平成5年度以来50億円台を下回る見込みであり、各財政指標につきましても、毎年着実に改善しております。

平成25年度の町政運営の各施策と予算編成は、第5次真室川町総合計画・基本構想の、町の目指すべき将来像「人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川」を目標に「人と地域と自然が輝く協働の町づくり」を基本姿勢とし、私の政治姿勢と信条である「小さいながらも、地域の隅々まできめ細やかな行政サービスを行い、すべての町民が安全・安心して将来に希望が持てるまちづくり」を融合し、さらに各施策を推進するべく策定したものであります。

地域主権の時代を迎え、誠心誠意、全力で町政に取り組む所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

（午前11時00分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5**、議案を上程いたします。

平成25年第1回真室川町議会定例会議案。

報告第1号 専決処分報告について、議案第3号 真室川町監査委員の選任に同意を求めることについて、議案第4号 真室川町差首鍋地区生涯学習センター設置及び管理に関する条例の設定について、議案第5号 真室川町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について、

議案第6号 真室川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、議案第7号 真室川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について、議案第8号 真室川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について、議案第9号 真室川町町道の構造の技術的基準を定める条例の設定について、議案第10号 真室川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 真室川町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 真室川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 真室川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 真室川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 真室川町学校林の設置、経営及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 真室川町市町村審査会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 真室川町産業振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 真室川町町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 真室川町公の施設における指定管理者の指定について、議案第20号 真室川町辺地総合整備計画の変更について、議案第21号 町道の認定について、議案第22号 町道の路線変更について、議案第23号 平成24年度真室川町一般会計補正予算、議案第24号 平成24年度真室川町国民健康保険特別会計補正予算、議案第25号 平成24年度真室川町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第26号 平成24年度真室川町介護保険特別会計補正予算、議案第27号 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計補正予算、議案第28号 平成24年度真室川町水道事業特別会計補正予算、議案第29号 平成24年度真室川町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第30号 平成24年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計補正予算、議案第31号 平成25年度真室川町一般会計予算、議案第32号 平成25年度真室川町国民健康保険特別会計予算、議案第33号 平成25年度真室川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 平成25年度真室川町介護保険特別会計予算、議案第35号 平成25年度真室川町立真室川病院事業会計予算、議案第36号 平成25年度真室川町水道事業特別会計予算、議案第37号 平成25年度真室川町公共下水道事業特別会計予算、議案第38号 平成25年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計予算、発議第1号 真室川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号 真室川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

以上、39議案を一括して上程いたします。

- 議長（佐藤忠吉） **日程第6**、町長より提案理由の説明を求めます。町長、井上薫君。
- 町長（井上 薫） 平成25年第1回真室川町議会定例会に提出いたしました報告1件及び議案第3号から第38号までの36議案につきまして提案理由を説明いたします。

最初に、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は平成24年度真室川町一般会計補正予算であり、既定の歳入歳出予算総額55億1,200万円に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,410万円と定めた補正予算であります。

内容につきましては、原油高騰に伴う対策として高齢者世帯等へ1世帯当たり5,000円の灯油購入券を補助するための増額であります。

次に、議案第3号 真室川町監査委員の選任に同意を求めることについてであります。本件は本年3月31日に任期満了となる監査委員のうち、識見を有する者から選任する委員について、松田英雄氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第4号 真室川町差首鍋地区生涯学習センター設置及び管理に関する条例の設定についてであります。本件は旧差首鍋小学校に差首鍋地区生涯学習センターを設置し、生涯学習の拠点としながら、地域の活性化を図るための条例設定であります。

次に、議案第5号 真室川町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についてであります。本件は新型インフルエンザ等特別措置法の規定により緊急事態宣言が発せられた場合に、地方自治体においても対策本部設置が義務とされたことに伴う条例設定であります。

次に、議案第6号 真室川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてであります。本件は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、介護保険法が改正され、厚生労働省令で規定されていた地域密着型サービス事業の従業者等、設備及び運営に関する基準を条例で定めるための条例設定であります。

次に、議案第7号 真室川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定についてであります。本件は議案第6号と同様にいわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、介護保険法が改正され、厚生労働省令で規定されていた地域密着型サービス事業の従業者等、設備及び運営に関する基準を条例で定めるための条例設定であります。

次に、議案第8号 真室川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定についてであります。本件は地域主権改革一括法の施行に伴い、河川法が改正され、河川管理施設等構造令で規定されていた準用河川に係る河川管理施設等の構造基準を条例で定めるための条例設定であります。

次に、議案第9号 真室川町町道の構造の技術的基準を定める条例の設定についてであります。本件は地域主権改革一括法の施行に伴い、道路法が改正され、道路構造令で規定されていた町道の構造基準及び道路標識の様式基準を条例で定めるための条例設定であります。

次に、議案第10号 真室川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地域主権改革一括法の施行に伴い、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円

滑化の促進に関する法律が改正され、都市公園法で規定されていた都市公園及び特定公園施設の設置基準を条例で規定するための条例改正であります。

次に、議案第11号 真室川町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地域主権改革一括法の施行に伴い、下水道法が改正され、下水道法施行令で規定されていた下水道及び都市下水路の構造に係る基準を条例で規定するための条例改正であります。

次に、議案第12号 真室川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正され、公営住宅法施行令で規定されていた公営住宅の整備基準及び入居資格の収入基準を条例で規定するための条例改正であります。

次に、議案第13号 真室川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地域主権改革一括法の施行に伴い、水道法が改正され、水道法施行令で規定されていた布設工事監督職員及び水道管理者の設置及び資格基準を条例で規定するための条例改正であります。

次に、議案第14号 真室川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は町立真室川病院に勤務する常勤医師に支給している各手当の内容を国に準ずるための条例改正であります。

次に、議案第15号 真室川町学校林の設置、経営及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は本年3月31日までの借り受け期間の学校林について、伐期に達していない学校林の借り受け期間の延長を行ったことによる条例改正であります。

次に、議案第16号 真室川町市町村審査会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は審査会設置目的の根拠法令である「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことによる条例改正であります。

次に、議案第17号 真室川町産業振興条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は用地取得奨励金の対象をこれまでの取得価格の5%から、造成費も含んだ30%に拡大し、企業誘致と事業拡張の支援を行い、雇用拡大と産業振興を促進するための条例改正であります。

次に、議案第18号 真室川町町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は老朽化した緑町住宅1戸、東町住宅3戸を解体したことから、戸数合計が82戸から78戸に減少したための条例改正であります。

次に、議案第19号 真室川町公の施設における指定管理者の指定についてであります。本件は釜淵農村悠愛公園の指定管理者に釜淵1区区長を指定するため提案するものであります。

次に、議案第20号 真室川町辺地総合整備計画の変更についてであります。本件は辺地総

合計画のうち、及位辺地の新及位中ノ股線道路改良事業費を3億224万4,000円に、辺地債予定額を1億8,420万円とする変更であります。

次に、議案第21号 町道の認定についてであります。本件は新規に新田平岡5号線を町道として認定するものであります。

次に、議案第22号 町道の路線変更についてであります。本件は町道鏡沢線の道路改良により、その終点を変更するものであります。

次に、議案第23号 平成24年度真室川町一般会計補正予算であります。本件は、既定の歳入歳出予算総額55億1,410万円に歳入歳出それぞれ2億7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,410万円と定めた補正予算であります。

第2表繰越明許費において、4款衛生費の梅里苑木質チップボイラー設置事業1億2,289万2,000円、6款農林水産業費の農業体質強化基盤整備促進事業828万円、農村災害対策整備事業2,005万円、農業水利施設保全事業436万円、8款土木費の象獅子災害防除事業4,000万円、町道施設等点検事業200万円、9款消防費の消防設備更新事業1,389万8,000円、10款教育費の小中学校エアコン整備事業4,583万8,000円、中央公民館耐震改修事業1億3,611万8,000円、11款災害復旧費の町道西郡小国線道路災害復旧事業802万7,000円の11事業、事業費合計4億146万3,000円が平成25年度に繰り越しとなります。

また、国の補正予算における経済対策関連事業として及位統合簡易水道事業、農村災害対策整備事業、象獅子災害防除事業、消防設備更新事業、小中学校エアコン整備事業、中央公民館耐震改修事業の6事業と県営急傾斜対策事業の負担金の合計3億1,900万円を計上しております。当初予算概要説明書の24ページに詳細を記載しておりますので、ご参照ください。

主な歳出についてであります。3款民生費の社会福祉費において、介護保険特別会計繰出金572万2,000円の増額、児童福祉費において、児童手当1,348万5,000円の減額。

4款衛生費の保健衛生費において、医業収益の増収により病院事業会計交付金1,100万円の減額、補正後の繰出金予算額は2億1,300万円となります。及位統合簡易水道事業に係る水道会計出資金5,709万6,000円の増額、環境対策費において梅里苑木質チップボイラー設置工事3,600万円の増額、これは来年度に繰り越しとなります。

6款農林水産業費の農業総務費において、農地の融雪促進のため融雪剤、堆肥の購入費用に対し10アール当たり600円の補助を行う豪雪対策事業費補助金102万円の増額、農地費において釜淵地区と平岡地区の水路整備に係る調査・計画作成委託料、農村災害対策整備事業2,005万円の増額、これは来年度に繰り越しとなります。

8款土木費の活力創出基盤整備事業費において、象獅子災害防除事業4,000万円の増額、これも来年度に繰り越しとなります。冬期交通費において、除雪車運転手時間外手当、燃料費等が1,302万4,000円の増額。

9款消防費の防災力基盤強化事業費において、小型動力ポンプ3台、ポンプつき積載車2台を購入する。消防設備更新事業が1,389万8,000円の増額、これも来年度に繰り越しとなります。最上広域市町村圏事務組合負担金が789万円の減額。

10款教育費の小学校管理費及び中学校管理費において、真室川小学校、真室川中学校へのエアコン整備事業4,583万8,000円の総額、公民館費において中央公民館耐震改修事業1億3,611万8,000円の増額で、いずれも来年度に繰り越しとなります。

歳入においては、1款町税が1,406万8,000円の増額、9款地方交付税3,871万2,000円の増額、13款国庫支出金の地域経済活性化・雇用創出臨時交付金1億2,274万3,000円の増額、経済対策関連事業に係る補助金1億1,329万1,000円の増額などであります。

次に、議案第24号 平成24年度真室川町国民健康保険特別会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額7,850万円から歳入歳出それぞれ470万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,380万円と定めた補正予算であります。

内容につきましては、保険基盤安定制度負担金484万4,000円の減額、町立病院診療所運営費の92万6,000円の増額等であります。

次に、議案第25号 平成24年度真室川町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額1億9,820万円に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,860万円と定めた補正予算であります。

内容は、保険料の増収に伴う広域連合納付金90万7,000円の増額等であります。

次に、議案第26号 平成24年度真室川町介護保険特別会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額9億2,390万円に歳入歳出それぞれ4,870万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,260万円と定めた補正予算であります。

内容の主なものは、居宅介護5,566万3,000円の増額、施設介護1,528万1,000円の減額など、保険給付費合計で4,932万1,000円の増額であり、法定負担額等で不足する1,030万円を起債するものであります。

次に、議案第27号 平成24年度真室川町立真室川病院事業会計補正予算であります。本件は収益的収入支出の既決予定額10億6,300万円に500万円を追加し、予定額を10億6,800万円とするものであります。

内容は、入院、外来収益が1,507万4,000円の増額、一般会計繰入金1,100万円の減額などです。

次に、議案第28号 平成24年度真室川町水道事業特別会計補正予算であります。本件は収益的収入支出の既決予定額2億7,610万円に50万円を追加し、予定額を2億7,660万円とするものであります。

内容は、上水道事業収益が150万円の増額、簡易水道事業収益が100万円の減額、支出各費目

の精査で50万円の増額であります。

また、資本的収入の既決予定額 1 億6,561万6,000円に9,774万1,000円を追加し、予定額を 2 億6,335万7,000円に、資本的支出の既決予定額 3 億1,820万円に 1 億700万円を追加し、4 億 2,520万円とし、収入額が支出額に不足する 1 億6,184万3,000円を損益勘定留保資金で全額補填するものであります。

内容は、国の補正予算に対応する及位統合簡易水道事業費の 1 億1,142万円などであります。

次に、議案第29号 平成24年度真室川町公共下水道事業特別会計補正予算であります。本件は既定の歳入歳出予算総額 1 億5,200万円から歳入歳出それぞれ1,390万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億3,810万円と定めた補正予算であります。

内容は、下水道整備国庫補助の要望額2,600万円に対して1,850万円に圧縮されたことによる減額であります。

次に、議案第30号 平成24年度まむろ川温泉梅里苑事業特別会計補正予算であります。本件は収益的収入の既決予算総額8,800万円から1,060万円を減額し、7,740万円に、収益的支出の既決予算総額8,800万円に50万円を追加し8,850万円とし、収入額が支出額に不足する1,100万円を繰越利益剰余金で全額補填するものであります。

主な内容は、梅里苑改修工事に伴う休業による営業収益の減少などであります。

以上、平成24年度各会計予算の補正については、現時点の状況と3月末の見込みを勘案しておりますが、特別交付税、譲与税等が今議会閉会後の歳入となることから、各会計間の調整をする必要があるため、3月31日付の専決処分を行わなければなりませんので、事前のご了解をお願いいたします。

次の議案第31号から第38号につきましては、平成25年度の8会計の予算案であります。2月27日の予算内示で説明申し上げましたので、割愛させていただきます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き、提出議員より趣旨説明を求めます。8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 発議第1号 真室川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

真室川町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月7日。提出者、真室川町議会議員、佐藤正美。賛成者、真室川町議会議員、佐藤一廣。賛成者、真室川町議会議員、高橋保。

趣旨を説明いたします。本件規則改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、当該規則の議会運営に関する事項と併せ、当該議会の実態に応じた内容にする必要があるため、当該規則の一部改正を提案するものであります。

続きまして、発議第2号 真室川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。真室川町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成25年3月7日。提出者、真室川町議会議員、佐藤正美。賛成者、真室川町議会議員、佐藤一廣。賛成者、真室川町議会議員、高橋保。

趣旨説明。本件条例改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布、議員定数の削減に伴う改正に併せて新たに委員会を設置することとしたため、当該条例の一部改正を提案するものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、予算審査特別委員会の設置と付託に入ります。

お諮りいたします。本定例会に上程されております議案第31号から議案第38号までの8議案を審査するため、10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案については10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番、外山正利君、2番、佐藤勝徳君、3番、佐藤成子君、4番、佐藤正君、5番、高橋保君、6番、名村肇君、7番、大友又治君、8番、佐藤正美君、9番、佐藤一廣君、10番、五十嵐久芳君。

以上、10人の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました10人の方を予算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第8**、請願の紹介と委員会付託に入ります。

請願第1号について、紹介議員から説明を求めます。10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 請願第1号について、請願の趣旨を読み上げまして、請願の紹介とさせていただきます。

請願書。真室川町議会議長 佐藤忠吉殿。紹介議員、五十嵐久芳。請願者、真室川町農業協同組合経営管理委員会会長 高橋敏、真室川町農協農政対策本部本部長 高橋敏。

請願。TPP交渉参加反対に関する請願の趣旨を読み上げます。

平成24年12月26日、自公連立による第2次安倍内閣が発足しました。自民党は「聖域なき関

税撤廃を前提とする限りTPP交渉参加に反対する」との政権公約を掲げたものの、自公連立政権の政策合意では、TPPについて「国益にかなう最善の道を求める」とし、「反対」や「国民的論議」といった交渉参加に慎重な姿勢を示す文言は盛り込まれていませんでした。

TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易協定であります。農業生産に壊滅的な影響を与え、安全・安心な国民の暮らし・医療など、わが国の根幹にかかわる制度が変えられ、地域経済・社会を崩壊に導くことは必至であります。

また、TPPの手本とされている韓米FTAにおいて、韓国は、畜産農家や果樹農家の廃業の増加、健康保険制度や地産地消による学校給食の崩壊、遺伝子組換え食品等の安全に関する規制の米国基準への緩和など、極めて大きな不利益をこうむる実態となっております。

このようなTPPへの交渉参加には断固反対であり、到底認めることはできません。

つきましては、事前協議を含め一切のTPP交渉参加に向けた取り組みを断念するよう、政府に対し意見書を提出していただき、強力な働きかけをお願いするものであります。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

以上であります。特段のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。請願第1号の紹介とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤忠吉） ただいま紹介されました請願第1号につきましては、会議規則第92条の規定によりお手元に配付しております請願文書表のとおり産業福祉常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 全員異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

ここで昼食のため会議を閉じます。

（午前11時55分）

（休 憩）

（午後 1時00分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9**、一般質問に入ります。

一般質問は、配付しております一覧表の順といたします。

なお、質問は真室川町議会運用例を遵守するとともに、再質問は議席で行うことを許可いたします。

順番に質問を許可いたします。3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 定例会初日の午後の部、春の訪れに近づけるような内容にしていきたいと思

ます。

さて、私がこの場に立たせていただけるようになってから早いもので4年の月日がたとうと
しています。思い起こせば、大先輩議員の5人もの勇退、そして私たち新人議員5人の誕生、
さぞかし関係者各位の皆様にはご心配をかけたことでしょう。6月の定例会の初となる一般質
問での登壇、とても緊張しました。今でも緊張しています。

私の取り組みでもあります子育て支援、男女共同参画社会の推進、第1回の質問ではいきなり
保育ママ制度はご存じかから始まりました。町では、平成18年に子育て応援団あんよが設立
され、託児、保育サポート、研修会など多方面で活躍しています。私の念願でもありました地
域ネットワークづくりの中で、県男女共同参画推進子育て支援課によって、最上7市町村から
の会員で構成される地域活動団体キラッとおーらだを先月2月25日に設立することができまし
た。町内からは私も含め男女合わせて15人もの会員が参加し活動しています。緩やかではあり
ますが、推進してきていると実感しております。

さて、近年になく豪雪になった今冬、県内でも空き家プラス豪雪で大変なトラブルが多発し
ているようです。除雪中にけがをしたり、建物が倒壊したりと、また屋根の雪おろしをしてい
た人が転落し大けがをしたり、雪に埋もれて亡くなったりと、また北海道では暴風雪により9
人もの死者が出たという悲しい報道が流れました。少し前には温暖化現象などと温かい文字が
ありましたが、どこに飛んでいったのか。

2月20日現在町の被害状況は、釜淵地区において排雪中に転倒し胸を強打した方がいたとい
うのが1件、空き家が1軒倒壊したという報告を受けました。このような被害が発生はしまし
ましたが、大事に至らず幸いだと思います。

また、排雪に欠かせないのが流雪溝、冬の強い味方です。大雪となった日には、各家庭でこ
ぞって排雪に当たります。ある日知人宅を訪れたときのことです。流雪溝があるのに水が流れ
ないというとても不思議な話を聞きました。なぜなのか。

また近年、ひとり暮らしの方や女性だけの世帯が増加する傾向にあるため、早急に対策を講
じなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。また、路上の除雪についても、オ
ペレーターの方々は午前2時や4時起きで作業なさっていると聞きます。本当にご苦労様です。
くれぐれも安全に作業を行っていただきたいと思います。

毎年毎年忘れもせずに冬は訪れます。町民の皆様が冬の時期こそ特に安心安全に暮らせるこ
とが行政の仕事なのではないのでしょうか。今一番最悪の雪の状態のときを基本とし、具体策を
講じるべきと私は考えます。町としてはどのようにお考えでしょうか。明確な答えを期待した
いと思います。

ともあれ、カレンダーによると2月4日の立春から雨水、そして啓蟄と少しずつではありま
すが、春の訪れを感じさせる時節になってまいりました。近い将来この問題が解決し、排雪に

事欠かない冬を迎えたいものです。

以上のことから質問したいと思います。

流雪溝について。(1)、町内各地区の流雪溝は何メートルか、また受益者は何人か。その効果と現状、今後の町の動向、対策は。

(2)、冬期間こそ安全安心に暮らせる基盤づくりを。

次に、昨年末にリニューアルオープンした梅里苑、まずは試しにと入浴してみたところ、とてもゆったり、ほっと一息、のんびりと入ることができました。皆さんもご存じのとおり、何とんでもお湯質の塩酸カルシウムの滑らかなお湯がとってお肌がいいと思います。利用客も増加しているとフロントの方にお聞きし、またほっとしたところですよ。今では回数券を購入し、主人とよく利用しています。美肌の湯梅里苑、ぜひ多くの皆様に実感していただきたいと思います。

先月2月1日に、真室川ブランド普及推進イベント2013春まちと題して行われたまむろがわ逸品展、こちらも時間的には11時半から19時半と長い枠組みを設け、真室川ブランド認定品ほか多数出展、試食、体験、販売、県内有名店シェフによる真室川食材を使った調理デモと試食など、多彩に繰り広げられていました。お昼を目がけて行ったのですが、23ものブースをぐるりと1周しましたら、既に午後2時を回っていました。器の会のブースでは、日本コカリナ協会公認政策課の猪俣氏が漆を施したコカリナの演奏などをしていただき、優しい温かな音色に聞き入ったり、とてもおいしい、そして活気のあるひとときを堪能させていただきました。遠くは仙台市や近隣の新庄市、金山町、また何とんでも西川町大井沢からの陶芸家の方、その他多数おいでいただいていたいました。マスコミ関係者がいたり、PRにもつながったのではないのでしょうか。

その後ある新聞社の記事が目にとまり、山形、真室川の味に行列と題して記載されていた内容によりますと、仙台市の住民補助グループ、地域生活支援オレンジねっこの代表は、土地ならではの多彩な食材に触れて発想が膨らんだ、拠点のカフェで真室川の名を冠したランチをいづれ提供したいと話されたという。このように情報発信にもなったと思いますし、よき交流の場となったのは間違いありません。よりよい成果につなげるよう今後も継続していってほしいと思います。

以上のことから質問させていただきたいと思います。

まむろがわ逸品展について。真室川ブランド普及推進、今後の動向、対策は。特に強化していく点は。

以上、ここからの質問は終わらせていただきます。

○議長(佐藤忠吉) 町長、井上薫君。

○町長(井上 薫) 佐藤成子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の流雪溝についての、町内各地の流雪溝は何メートルか、また受益者は何人か。その効果と現状、今後の町の動向、対策はについてであります。現在の流雪溝の整備状況ですが、真室川地区については東町、宮町地区を中心とする区域で、整備延長約1万7,818メートル、受益者戸数は約850戸であり、また川ノ内地区については大石川を取水口とする農業用水兼用流雪溝として約500メートル、受益者戸数は約50戸であります。安楽城地区については、砂子沢地区で安楽城小国川を取水口とする農業用水兼用流雪溝として約940メートル、受益者戸数25戸、及位地区については釜淵5、6地区で真室川よりポンプアップして取水するタイプで約941メートル、受益者戸数は約60戸となっているほか、八敷代地区で約400メートル、受益者戸数は20戸、新及位地区では真室川より自然流下で取水し約308メートル、受益者戸数20戸となっています。

町全体で整備延長約2万907メートル、受益者戸数約1,025戸となっており、町の約38%の世帯が流雪溝を利用している状況にあります。

また、ご質問、水の流れない不思議な流雪溝ということで、これは釜淵3区の駅前地区の一部の側溝とお聞きしましたが、この側溝整備の経過について関係区長に聞き取りしたところ、3区では歩道のない県道のため側溝を整備し、脇に外測線を引くことで歩道的要素を持ったスペースを確保したかったようであります。山形県では、5区の流雪溝につなぐことで流雪溝としても利用できると見込み、深さのある側溝を設置しました。しかし、町道釜淵停車場線を横断している水路の深さが足りないことから水上がりが発生し、その水が県道を走り、低い位置にある商店が浸水します。また、3区の側溝の流末が鶴下田沢川につながっておりますが、水量の少ない鶴下田沢川では流されてきた雪を下流に流し出すことができるか、地元区長さんが不安を持っているようであります。

これらの課題を解決しないと、釜淵3区の側溝を流雪溝として利用することができない状況にありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、流雪溝の効果と現状についてですが、平成5年度から真室川地区において流雪溝の整備工事を実施しておりますが、整備以前、特に商店街や住宅密集地においては、道路路肩への投雪により道路幅員が減少し、車両のすれ違いや歩行者の通行に支障を来す大変危険な状況でありました。流雪溝が整備され、道路への投雪が少なくなったことで、道路幅員も何とか確保されるようになり、危険な交通状況は緩和されたものと思っております。

また、除雪は高齢者に限らず、とても大変な作業ですが、流雪溝の投雪口は玄関先にあるため、雪を遠くまで運ぶ時間や労力を省けることから、流雪溝は雪国にとって大変便利な欠かせない施設となっております。

しかし、その便利さとは裏腹に、利用者のマナーによっては流雪溝が閉塞し、道路、さらには建物の床下に水上がりするなど、被害も少なくありません。

現在は、各地区の流雪溝利用管理組合で水量や投雪時間の調整を行っている状況で、水上がりした場合も基本的には利用管理組合が主体となって対応することとなっていますが、組合だけでは対応できない場合は町でも支援し対応しております。

大雪による河川の取水口が雪により閉塞し、水量不足から流雪溝が閉塞してしまう場合もありますが、流雪溝が閉塞する原因の8割が大量投雪やスコップ等雪以外の異物によるもので占められております。せっかく良好な施設を整備しても、利用者が適切に活用できなければ流雪溝としての効果は薄くなります。

流雪溝を最大限に有効活用するには、利用者のマナー向上が不可欠であり、町としても利用者とともに流雪溝の仕組みについて学習し、マナー向上を図りながら、流雪溝のよりよい利用方法を利用者と一緒に模索していきたいと考えております。

今後の流雪溝の整備計画については、東町1地区を中心とした区域で、整備延長約700メートル、受益者戸数約30戸を計画しております。

社会資本整備総合交付金を活用しながら、平成24、25年度は測量設計を実施し、26年度から工事着工、27年度に完成したいと考えております。

次に、冬期間こそ安心安全に暮らせる基盤づくりをについてであります。真室川町の除雪体制はオペレーターを雇用する直営方式であります。最上総合支庁の資料によりますと、過去6年間の平均で1キロメートル当たりにかかる除雪費を比較した場合、直営の当町では1キロメートル当たり53万2,833円ですが、委託方式をとっている新庄市では141万2,500円と約2.65倍、大蔵村の委託費は149万5,000円と約2.8倍となっており、直営方式は財政的に大きなメリットがあります。また、除雪の質についても、オペレーターに直接指導ができることから、委託方式よりも安全な道の確保ができると考えております。

今年度から除雪の終了時間を通勤時間帯に間に合わせるため、新たに公共施設の駐車場の除雪を担当する班を1班、真室川地区にふやしております。真室川地区の除雪終了時間を平成17年度と比較した場合、今年度は例年にならぬ早いまとまった降雪に見舞われましたが、約45分の時間短縮となっています。今後は、各路線の通過時間帯の再調査を行いながら、通勤路線、通学路線に応じた除雪ルートを再検討し、生活に密着した除雪体制の確立を目指していきます。

また、来年度は各地区に、河川敷等に排雪場所の確保を図りながら克雪を推進し、安心安全に暮らせる環境基盤づくりに努めてまいります。

次に、2点目のまむろがわ逸品展についての真室川ブランド普及推進、今後の動向、対策、特に強化していく点は、についてお答えいたします。

初めに、これまで開催してきたまむろがわ逸品展の趣旨と、2月1日に開催しました「まむろがわ逸品展2013春まち」の内容について改めて説明いたします。逸品展は、真室川町で長年にわたり愛され続けてきた数々の物産、特産品の中から選び抜かれた逸品である真室川ブラン

ド認定品や、新たな研究や試みから生み出されている、または生み出されようとしている最新の特産品を一堂に集め、生産者や製造者みずからが展示、紹介、試食、即売等を行い、直接消費者と接することにより、真室川ブランドの認知度を向上させ、物産を通じて真室川町そのもののイメージを高め、広める機会とすることを目的として、平成19年より開催しているイベントであります。

6回目となる今年度のイベントについては、「春まち」とした副題のとおり、旬を迎える促成山菜や、保存食による郷土料理等にもスポットを当て、春を待つ新旧の真室川の姿を魅力的に紹介し、情報発信することを目指したところです。

出展者については、真室川ブランド認定品生産及び製造業者、真室川町特産品開発支援事業を受け産品開発に取り組んでいる事業者、農商工連携セミナーに参加し産品開発に取り組んでいる事業者、その他町内の特産品生産者などの皆さんなど20事業者の出展、町食生活改善推進協議会の協力、県内飲食店シェフによる町内産品を主材料にした料理のデモンストレーションなどを内容として実施しました。

来場者数については420名と、23年度と比較して5%程度の伸びでありましたが、日中からの開催と、新聞等で事前にPRすることができたため、県外も含めた町外から多くの方が来場していただくことができました。

また、開催時間の拡大が主な要因と考えられますが、全体の売り上げについては、昨年度の6割増の約85万円でありました。

来場者の評価について、回収率が36%のアンケートによりますと、イベント全体の感想として、満足したと回答された方が76%に上がっています。町にいながら今まで知らなかった多くの食材や商品があったことに驚いた、一般の商店や物産展にはない華やかな演出で、町の逸品がよりすてきに見えたという感心の声や、1つの町でこれだけの種類がそろっているのは大きな魅力、こうした機会を定期的に設けておいしい食べ方を提案していくことは重要、町外への発信で交流人口もふえ、とても意義あるイベントなどの評価の声をいただいているところです。

これまで真室川ブランドのPRを目的に、まずは町民の皆さんに町の産品を見て体験してもらうことを内容とした逸品展については、来場者の内容や出展者の感想からおおむねその目的を達成したものと考えております。

今後は、真室川ブランドのPRというイベントの目的は継続しながらも、出展者、事業者、関係団体と協議し、具体的な販路拡大につなげるためのバイヤーや、町の魅力発信をしてもらえる情報発信力のあるゲスト、もがみ北部商工会と連携した町外招致の特別ブース設置などを検討しながら、より強く取り組みをしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子）　さまざまな取り組み、説明ありましてありがとうございます。

流雪溝のほうなのですけれども、この3区についてなのですけれども、例えば県道ということで、いろんな地域の土地事情とかありまして、なかなか解決しにくい問題かなと感じましたが、でも地域の方々がとても不便だというふうに、どうしてやはり側溝があって流雪溝と聞いているのに、水が流れないというのはなぜかという疑問は大変残ることで、今回のように豪雪になった場合は特に大変嘆いているという意見が、お話をお聞きすることができたので、どうしたらこのようなことを解決していけるのかなというところなのですけれども、どこから解決のほうに進んでいけるのかということをまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉）　町長、井上薫君。

○町長（井上 薫）　先ほども答弁したわけでありまして、県道を走っているというようなことと、駅前のところの改善がちょっと足りなかったのではないかと考えております。これらを含めて、県道の管理者であります県の皆さんとも相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉）　3番、佐藤成子さん。

○3番（佐藤成子）　それでは、より早い解決策のほうに進めていただきたいなと思っております。

そしてまた、今回のように、私は地区的にずっと大昔から雪の多い地域で育っていますので、時折真室川町内に行きますと、とても雪が半分しかないという記憶がありまして、真室川は雪が少なくてもいいなといつも思ってきたのですけれども、今回はどうしてもうちのほうと同じぐらいの雪の量があったということで、とても雪に関しての対策が講じられなければ、本当にこの高齢化社会に向かって大変な事態になっていくなと思って、まずは流雪溝の管理をいち早くしていただいて、要請があればというか、声が上がらないと設置しないというのではなくて、この雪の多い時期にこそ、今ですね、計画とかは別にのっていないと思うのですけれども、現地調査、お年寄り世帯がどのぐらいあって、その場の雪の状態の場所とか、流雪溝の関係とかを意見を聞き歩くというのが今しかできないと思うのです。これが雪が解けて春に近づけると、のど元過ぎればというふうな感じで、消えていくように思われますので、ぜひ早急に、今からでも時間をつくっていただいて調査していただき、現状をとにかく写真でもいいですから撮って歩いて、どういう問題が豪雪の場合に発生するのかということを身近でとらえていただきたいと思いますが、この点の調査に関してはどうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉）　町長、井上薫君。

○町長（井上 薫）　高齢世帯、ひとり暮らしの老人に対しては、随時福祉課のほうで連絡を受けながら、屋根の雪おろし、窓の雪払いというような対応をしまっているところであります。まだまだ足りない面がある分は、さらに調査を建設課でパトロールもしながらやっておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） また除雪関係の路上の関係なのですけれども、やっぱり大雪になりますと時間もかかりますし、朝早くから除雪、排雪には向かうと思うのですけれども、間に合わないというまた話とか、いろんな例えば雪を置かれていくと、そういう大変な苦情とか何かがあることは日常茶飯事かなと思って、大変だなと思うのですけれども、例えばローラーではらった後にロータリー車は何キロかおいて出動していくというふうな体制をいち早く取り入れていく方向性などがあれば助かるのではないかなと思います。というのは、やっぱりローラーではらった場合、縁がずっと置かれていきまして、車庫から車を出すにも道に出るのも、すごくかた雪とかありますと、とっってもお年寄りではもうはらい切れないような形になるので、その後ロータリー車が出動してきれいにはらっていただければ事欠かさないのではないかなと考えますが、ロータリー車の出動の回数とか何か制限あるのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 今のご質問のロータリー車の出動の規制ですか、そういったものは一切ございません。ただ、今及位地区では4人のオペレーターさんに動いてもらっていますが、ドーザーとロータリーの2台で稼働している関係上、あとは除雪延長の関係で、常時ローダーが押し込んだ後にロータリーが後を排雪するというような作業を組むというのがそんなに毎日毎日できませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） ロータリー車の稼働が毎日毎日できないというのは、どういう点でおっしゃられているのか。例えば及位地区に限らず、他地区でもやはりそういう声が大きくというか、多く聞こえてきます。なので、何としてもやはり道路確保は欠かせない町なので、できればなぜ稼働できないという点についてまず1つお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） ドーザーで適している場所、あとはロータリーでというようなことがあろうかと思えます。住宅密集地はなかなか雪の捨て場がないというようなことだと、ドーザーで押すというようなことをしながらやっています。極端に飛ばしてもらわなければいけない箇所については、各区長さんから連絡をもらいながら適時対応等をしてきているところであります。また、時間的な問題も確かに議員言われるようにありました。当初から除雪が始まってから少し20分から30分くらいおくれるようになったというようなことも塩根川のほうで聞いたところ、オペレーターと話しながら、効率化を含めてまずは道確保だというようなことで進めて時間短縮につなげた。昨年と同じような時間帯で出勤できるというような対応であります。

10センチから20センチぐらいですとそうでもないのです。やっぱり30センチこしはありましたけれども、なるとやはり雪をはらう能力的なもの、また時間的なもの、若干おくれるよう

になるということはある程度ご配慮していただければなと思っております。随時ふさがらないようなことはしますけれども、多くなった場合については、あとは雪を堆積をお願いしている場所については随時その都度除雪で雪を排雪しているというようなことも行ってきておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） また流雪溝の問題なのですけれども、流雪溝利用管理組合というのは、これはいつからできていて、そしてどういう方になっていらして、自宅の除雪も大変なのに、この組合の方々が流雪溝問題で働いていらっしゃるというのもまた大変なことなので、これボランティア団体とまた違って、どういう方になさっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 流雪溝管理組合は、具体的には真室川の流雪溝について管理組合が一番機能しているわけでございますけれども、各流雪溝エリアに所在する区長さん方がなっていて、そこに各委員等も配置していただいて、その人方から金山川から水を引っ張っているわけなのですけれども、水を取水しているのは金山町上台です。上台から取水してございまして、それが導水路となって6.5キロくらいですか、導水路がございまして、その間に神ヶ沢地区にもサイホンに入る前にごみ取りスクリーン等がございまして、それらも随時管理していただかないとごみで閉塞したりすると大変なことになりますので、そういったものの維持管理等を含めながら管理組合のほうにお願いしているような次第でございます。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 区長さんもなかなかいろんな場面に出ていて活躍なくではいけないというのは本当に大変難儀かけていると思います。まず、今回の冬というか雪は本当に今まで見てきた中で本当にだれしもが驚くような量だったと思います。ですから、やはり先ほども言いましたけれども、この今一番の多いときにこそ調査し、見て現状をしっかりと把握して、安心安全な冬が送れるように努力していただきたいなと思います。

次に、ブランドのほうの、町のイベントの逸品展のほうなのですけれども、宮城県の生活支援オレンジねっとの代表の方が大変いいふうに言っていただきまして、土地ならではの多彩な食材に触れて、発想が膨らんだと言っています。また、拠点のカフェで真室川の名を冠したランチをいずれ提供したいと話されていますが、例えばいずれ提供したいというふうな、このいずれのところが一番重要なところで、いかにして他県の方に町のことをPRし、また利用し、消費していただき、宣伝していただくかが一番のネックだと思うのですけれども、このような方がこういうふうに言っている場合に、町ではどのような努力といたしますか、これをつなげていこうかなというような構想とかありますか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） ご質問の中にありました仙台市の住民互助グループ、オレンジねっこの代表の方のご発言の中で、ランチをいずれ提供したいということがあったということですが、この代表の方は従前町の産直団体が仙台市圏内での出張販売というようなことで交流を持たれている代表の方であります。そういうご縁が続いておりまして、今回これは町のほうからですけれども、ご案内を差し上げたところ、交流をしている真室川の冬の姿を見たいと、食材の姿をもっと知ってみたいというような趣旨で、お仲間と一緒に見学にわざわざ来ていただいたというような経過であります。

そして、ランチをいずれ提供したいということで、デイサービス的なことも一緒になさっていきまして、その中で特徴のあるものをと、交わりのある真室川のランチができればという構想を持っていらっしゃるというお話も聞いております。それについて、行政としてはつなぐということで町内のある産直団体等をご紹介して、その食材の流通なり、献立等についての意見交換なり情報交換ということでおつなぎをしているのが行政としての現在の仕事であります。

将来的に、その仙台のオレンジねっこの事業の取り組みの中で、そういったことが真室川の名前を冠したランチが実現できるように、そういった関係者の取り組みについて情報提供なり連携の場を設けるといようなことを今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） わかりました。いずれそういうふうなランチを提供していただければなと強く願っています。イベント6回目で、そしてまたこの「春まち」という題名、副題がとても温かみのあるすごくいい題名の中で、宣伝力とか内容にしては本当に6回目となりすばらしく今回は時間も長くとして、とても皆さんに幅広く内容が濃く広まったのではないかなと思うのですけれども、いつもここでどうしても終わりになっているような経過が多いのです。だから、より強く取り組みをしていきたいと言っていますけれども、そのより強くというところのどこら辺を強くしていくのか、ちょっと本当に平面的で伝わってこないところがあるので、まず方向性としてはっきりは見つかっていないと思うのですけれども、例えば6次産業化というふうな方向につなげていけるような要素はあるのか、またどの程度の強さを発揮して計画していくのかをもう少し聞いてみたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長、八鍬重一君。

○産業課長（八鍬重一） 今後の取り組みということですが、町長答弁の中にありますように、どちらかといいますと、今までは町内の生産者から消費者向けにというようなことで開催してきました。そういった趣旨でやってまいりました。その結果、アンケートからわかるとおり、イベントそのものが町民の皆様幅広く知られ、町内の物産の紹介の場というようなことで町内の皆様からも評価をいただいていたというような整理をさせていただいているところで

す。

さらにということで、今度は町外の消費者あるいは商い関係といたしますか、流通関係です。最終消費者でない、流通に関係する方々とのマッチングの場といたしますか、出会う場というようなことで、パイヤーというような表現をさせていただいているところですが、例えばその物、扱う物品によっていろいろ幅が、日常の日配品といわれる物から手づくりの物まで、さまざま幅が大変広くて難しい面もあるのですが、例えば県内のスーパーさんあるいは生協さんといったような比較的大きな流通の方とか、それからお土産品等を扱っているような卸の業者さんがいらっしゃいますので、そういう方々にも目を向けて、そういう方々にもご案内できるような仕掛け、告知の方法をすることによって、もちろん一番最初のスタートは町民一人一人が宣伝マンと、PRマンというようなことでスタートしましたが、6年目を経過をしてということで、そういった流通方面への拡大というようなことを具体的に25年度から広げていく計画であります。そのより具体的な詳細な計画については、今後ということになります。

○議長（佐藤忠吉）　引き続き発言を許可いたします。1番、外山正利君。

○1番（外山正利）　ご苦労さまでございます。

今任期最後の一般質問になろうかと思えます。この任期期間中、一般質問については、私は補選で上がった関係で町長と同じ選挙でありました。11月の末に上がった関係で、最初の12月定例会で一般質問をしないだけで、すべて一般質問を行ってきたところでございます。

私のテーマについては、特に病院会計とか悠悠なども含めて、町の財政改革について取り上げてきたと。あるいは、基幹産業であります農林業についても、私のライフワークとして取り組んできたつもりであります。この2つ、いずれも私の持っているような目的まではほぼ遠いわけでありましてけれども、議論の一助にはなったのかなと、今ここに立って思っておるところでございます。

そういうことで、基幹産業、私は農業の素人でございますけれども、基幹産業の農林業については、やはり議員になれば、基幹産業の農林業は当然勉強しなければならない大きな課題だと思って、私は素人ながら農林業の問題について取り組んできたところでありますし、今任期最後の今回の一般質問も、あえて農業問題について質問をさせていただくということになりました。

町長の施政方針の中でも、6次産業化については触れられております。非常にまだ6次産業化について、町長の施政方針には毎年のように6次産業という言葉は出てくるのですが、なかなか現状が厳しいという段階で、やはりそこからもう一歩行けないところがあるのかなと、こういうふうに私なりに考えております。

それで、通告のとおり、民活による6次産業化の町おこしに町の対応について町長の考え方を伺いたいと思えます。

今ほど申し上げましたけれども、12月の定例会の一般質問でも、我が町の基幹産業、農業の振興、6次産業化の推進について、町の考え方について一般質問を行ってきたところでございます。

2月16日付の山新に、もがみ北部商工会は6次産業化の推進を目的として新たに農業部会を組織することを決めたと。真室川町の同商工会真室川事務所で発会式を行ったと。商工会で農業部会を設けるのは、県内で2例目ということで、1例は町内の出羽商工会です。いわゆる豊富な農産物で新たなビジネスを生み出す取り組みを進めると。特に我が町の地域には、いわゆる米や野菜のほか肉牛、山菜、キノコ類など、質の高い農産物が豊富にあることに着目をして、新たな分野として農業に挑戦する会員企業もふえてきていることから、新たな農産物を生かしたビジネスの開拓ということで、新規会員の拡大を目的に新設を決めたと。月に1回程度情報交換の場を設けるほか、先進地の視察や各種セミナーの参加を計画をしております。発会式には、発起人ら20名が出席、名称を農業部会研究会と決め、部会長に阿部農機の社長であります阿部慎一氏を選んだと。これが山新の記事の全文でございます。

この記事を見て、異業種の商工会が6次産業化に参入してきた意義が非常に私は大きいのではないかなと。さらに、今6次産業化を進めようとしている当町としても、ある意味ではグッドタイミングで北部商工会の農業部会の発会式ができたということで、地域のいわゆる活性化を図ったり、あるいは町おこしに大きなきっかけになればよいなと思っております。

まだ研究会の段階ですので、この先どう進むかはわからないわけですが、商工会の自主性を尊重しながら、町が側面から支援をして成功してほしいなと思っております。

また、6次産業化の基本については、毎回話しているように、いわゆる多様な経営主体と活動主体をネットワークで結びつけて、活動のいわゆる相乗効果的な飛躍、発展を図ることが目的でありますので、これからがいわゆる商工会なども含めて他団体との連携をどう構築をしていくか、いわゆる重要な課題になるのではないかなと、こういうふうに思っております。

私は、12月の定例会議の中でも話をしておりますけれども、いわゆる町がリーダーシップをとるべきだということを言ってきております。町がいわゆる団体間の調整役に回るべきと思っております。

12月の定例会での農業振興の推進について、先ほども申し上げましたが、一歩前に進むため真室川町の6次産業化の実施要綱を策定してはどうかという私の質問に対して、町長答弁の中で、多くの課題が山積しているが、これまでの取り組みを生かしながら、事業者単体の点から地域全体での取り組みにしていく方向性が重要なものであると。こうした状況を踏まえながら、まずは生産者、加工業者、農協、漁協、観光物産協会など関係者の意見交換の場を設定し、具体的な事業の可能性を追求することから始めていきたいというのが12月の定例会での答弁内容でございます。

民活がいわゆる農業分野に進出をしていると、このことについてはやはり新たなビジネス開拓をしておられるわけでありますので、当然地域経済を活性化し、町おこしにつながりますので、異業種のいわゆる参入についてはやはり歓迎をしなければなりませんし、応援をしていかなければならないのではないかなど、こういうふうに思っております。

この際、早急に各団体との意見交換をし、6次産業化の方向性を共有できる取り組みができるよう、連携を模索するべきと思いますが、町長の考えについて伺いたいと思います。

また、商工会、農業部会が発足に反響があって、県の総合支庁のほうからもこの勉強会について講師料の補助をするということが早速決まっているようでございます。当町としても、この商工会のいわゆる民活に対してのどのような支援策を今後考えているのか、これらについても町長に伺いたいと思います。

次に、町の流雪溝の水上がりについてでございます。今年も毎年のように一、二回の水上がりが宮町の踏切から元町、本町にかけて発生をして、事務所内あるいは倉庫が水上がるようになったということでございます。

これらを見ていますと、側溝のふたを取り外し、排雪作業をしておりますが、その対応に流雪溝の管理組合であります区長会あるいは建設課、業者、大変な苦勞をしているようでございます。流雪溝の利用方法については、利用者に対しての周知していることが、なかなか大雪になった場合はどうも守られないといえますか、あるいは構造上問題があるのか、いろんな要因はあるわけでありますけれども、毎年起こることにやはり問題があるのではないかなど思っております。

そこで、水上がりになった場合の対応として、作業内容について、いわゆる人海戦術でことしのはあいは2日間対応しておりますが、作業内容の見直しをしていただいで、短時間で解決できるよう検討すべきと思っております。これは、1つはやっぱり業者に委託をすると。今も業者に委託をしているわけでありますけれども、いわゆる機械化ではなくて、あくまでも人海戦術でやっておりますので、1つは小型ユンボあるいは高速ポンプ車、いわゆるこれバキューム車ですけれども、スタンドで洗車した砂などを吸い込むバキューム車があるわけでありますけれども、そういった高速ポンプ車で流雪溝に詰まった雪を排雪してはどうかなど。これは、北海道の自治体で業者に委託対応しているというようなことをちょっとネットで見たことがあります。

このことが可能になった場合、2日間も流雪溝の雪上げ的なものではなくて、いわゆるスピード化を図って問題解決が早いのではないかなど。さらには業者委託費、あるいは職員の経費、あるいは事故などを勘案をすれば、検討する価値はあるのではないかなど、こういうふうに思いますので、町の方考え方について伺いたいと思います。

以上を申し上げて、この場での一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 外山正利議員のご質問、民活による6次産業化の町おこしに町の対応についての1点目、各団体との意見交換をし連携を模索すべきと思うが、町長の考えはと、2点目の、町としてどのような支援策をするのかについて、あわせてお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、ことし2月15日にもがみ北部商工会において6次産業化の推進による地域経済の活性化を目指すことを目的に農業部会研究会が発足し、会員12名、うち真室川支部の会員5名をもって構成され、まず会員相互の情報交換や研修事業から活動することとされたと聞いております。

昨年12月定例会の一般質問でも6次産業化の進捗状況について答弁をしていますが、食品加工を主たる業とする事業所については平成24年末で5社と把握しております。また、町内産原料については、部分的に使用されたり、一部商品で主原料とされているのが現状であります。

また、農産物加工に取り組む農家については近年増加し、食品加工関係の営業許可を取得して食品加工を行っている農業者等は平成24年末で11人、1農事組合法人、直売所については3カ所で運営され、平成24年度中に新たに真室川町農協が直売所と食品加工施設を整備しているところです。

農業者による加工、販売については、総じて販路、販売高の確保に苦勞しており、ノウハウや技術、人材不足、資金確保が課題となることから、新規取り組み者の拡大は難しいものと考えております。

一方、いわゆる異業種からの農業参入についても近年試みられており、町内においては4法人がそれぞれ取り組みを進めているものと把握しております。米粉食品加工販売に取り組む法人が平成24年度やまがた米粉食品コンクールにてある商品が最優秀を獲得し、その開発力が評価されたように、商品企画力、営業力、組織運営力において経験の深い商工事業者が地域の農産物資源に着目し、新商品やサービスの開発に取り組まれていくことは、雇用や就業機会の拡大といった地域経済の活性化が図られたものと大いに期待しているところであります。

また、異業種との積極的な交流により農業者が経営者視点のノウハウを吸収できること、商工業者が農業技術の習得や地域との信頼関係づくり、いわば知恵の共有が図られること等おのの可能性を広げられるものと考えます。

もがみ北部商工会農業部会研究会では、庄内出羽商工会農業部会をモデルにしながら、将来的には販売会社の設立や観光交流分野まで領域を広げた活動も検討されているようですので、議員ご指摘のとおり、当然自主性を尊重しながらも可能な支援を進めたいと考えております。

これらの状況を踏まえ、25年度の早い段階で実践者や関係団体との意見交換の場を設け、現状と展開方向についての整理を行い、具体的推進方策、共同プロジェクトの調査、検討、推進体制のあり方などを協議し、6次産業化の方向性を共有し、組織化に向け調整してまいりたい

と考えております。

また、支援策としましては、平成20年度から実施している特産品開発支援事業、真室川ブランド認定事業や、逸品展開催による販路拡大支援、農産加工ノウハウの習得のための6次産業化推進セミナーの開催を継続するとともに、国の6次産業化ネットワーク活動交付金、県の農林水産創意工夫プロジェクト支援事業、新規事業である食産業王国やまがた推進事業、農と食による地域の魅力創造事業などを活用して、施設導入や商品開発、販売、産地化への支援や研修、商談会情報の提供、外部専門家との連携などを進めてまいります。

これらに加えて、25年より実施する農業後継者育成支援事業として、意欲ある農業者もしくは団体が販路拡大や加工交流事業などの6次産業化に資する研修などを実施する場合、その経費の一部を助成する事業を新たに計画したところであり、特に人材養成に対応するため、国の地域おこし協力隊制度を活用し、都市部から意欲ある人材を6次産業化推進員として任用し、新規製品の開発販売と支援、交流人口拡大のための体験事業の企画と支援などに当たらせることとしており、現在公募中であります。

何よりも、やる気、チャレンジする気持ちが起点であり、個別の事業につきましては、それぞれの内容、熟度、規模に応じた支援策を講じてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次の質問、町の流雪溝の水上がりになった場合の対応で、作業の機械化について何うの、業者委託し、小型ユンボ、高速ポンプ車で側溝の排雪をしてはどうかについてお答えします。

我が国の国土の50%が豪雪地帯であり、当真室川町も一夜に10センチの降雪は珍しくなく、人や車の通行に支障を来し、一日中の除雪作業を強られるなど、長年にわたり雪の処理に苦勞してきました。このため、町や県では市街地を中心に流雪溝の整備を進めてきましたが、雪を流すために必要な水量の確保が町内では困難なため、金山川からの導水を検討し、消流雪用水導入事業として導水路整備を実施しました。事業は、平成3年度に調査を始め、平成5年度から工事に着手し、平成11年度に完成しました。

消流雪用水は、金山町上台地内の金山川から取水しており、真室川町新町地内の堂前川に合流する延長6.5キロメートルの導水路を神ヶ沢川と名称を定め、最大取水量は毎秒2トンで、12月から翌年の3月までの冬期間に取水を行い、市街地の流雪溝に分流しています。

延長6.5キロメートルのうち、地形条件によって道路や鉄道の下を流下している箇所もあり、総合運動公園では親水公園として整備され、水にも親しめる河川となっています。

真室川地区の流雪溝は、枝分かれの多い全国でも珍しいケースの流雪溝であります。このため、定められたルールに従って利用する必要があり、上流部で決まりを守らないと中流や下流で水上がりになりやすい流雪溝でもあります。ここ近年は大雪の影響もあり、当町では毎年十数件の水上がりが発生しており、特に今年度は町内の観測史上最大となる積雪深を記録した豪雪に見舞われ、これまでに約29件の水上がりになっている現状にあります。

水上がりの要因について分析すると大きく4点挙げられ、それらの要因が重なって発生いたします。

1つは、使用者の大量投雪です。これは、朝の出勤前の6時ごろから8時ごろに起こるものと、機械による直接投入によるものがあります。

2つ目は、水量不足時の投雪です。これは、大雪が連日続くと河川からの流入口が雪などにより閉塞したり、導水路沿いの雪庇が落ち閉塞するもの、屋根の落雪により閉塞し、町内の流雪溝自体の水量が全体的に不足する現象です。

3つ目は、スコップや流木などごみがひっかかり、雪詰まりとなる要因です。

4つ目は、側溝の構造上の問題で、水路断面が狭まっていたり、鋭角になっている問題です。

質問にあった宮町地区の踏切周辺の水上がりは、平成17年に起きて以来となりますが、その要因は、1つ目の大量投雪と3つ目のごみの要因が複合して発生しました。実際は、洗濯物干し台のブロック基礎が水路内に流れ込み、雪詰まりとなったことにあります。今年度発生した約29件の8割は、利用者の大量投雪や水量不足時の投雪といったモラルの問題であり、これは利用方法の周知をさらに工夫し、徹底していくことで解決したいと考えています。防災放送塔や広報車によって周知して以後は水上がりが発生しておらず、まずは利用者の意識改革が必要と思っています。

その他として、ごみの問題と側溝構造上の問題がありますが、前者は要因の特定に時間を要することで水上がり災害となりやすく、後者は要因の特定が容易なため比較的早期に解消できる傾向にあります。側溝構造上の問題は、国道や県道であれば引き続き県に改修要望を行い、改善に努めてまいります。

元町地区の県道流雪溝コンクリートふたは、1枚当たり124キログラムと重いため、数人で取り外しを行っていますが、時間を要し、取り扱いが大変な状況にあります。解決策として、今年度に県に依頼し、雪詰まりの多い箇所に取り外しが簡単なグレーチングぶたに変えてもらい、改善を図っています。

ご提案の水上がりの対応としての業者委託や機械化についてであります。以前から業者委託で小型バックホーやタイヤショベルなどを借り出している対応を行っております。バキュームカーの使用については、検討してみたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 民活の6次産業化の関係で、今ほど町長のほうから、いろんな状況を踏まえながら25年度の早い段階で、実践者とかあるいは関係団体とのいわゆる意見交換の場を設けると、こういう答弁でございます。これはぜひ早急にやっぱりやってほしいということが1つ要望でございます。その際当町としての、いわゆる6次産業化というのは私、単体の事業だけでは6次産業化というのは成立しませんので、いわゆるネットワークになるのです、最終的には。い

わゆる団体間で一緒にやれるような連絡推進協議会的なものを設けた中で進めていくと、こういうことが私は基本になるのだろうと、こういうふうに思います。

そこで、この話し合いに臨む上において、全く白紙の中からいくのか。考え方は頭の中にあるにしても、スタート段階から白紙の段階からそれぞれの団体間の意見を聞きながらまとめていくのか。ですけれども、私は何か目標的な持っているのかもしれないけれども、こういう形というものを持っているのかもしれないけれども、なかなか6次産業化の質問をやってきた中でそれが見えないのです。もしそういう、これが理想的なものもし持っていてこの関係団体と話し合いに臨むのか、その点から1つ伺います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 今販売している方々は、個人または団体で独自の販路を確立しながらやっている人、または販路を持たない人というようなことであろうかと思えます。その辺の話をまず事前に聞いておきまして、どのような方向でいけるのかも調整しながら進めていかなければと思っています。

あとは、ほかのいろいろ議員が言われた先進地の事例を考慮しながら、どのような方向でやれるのかということ調整、検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 12月の答弁ではいろんな団体を列記されたわけですがけれども、商工会というのは12月の答弁ではあの団体の中には、答弁の中には入っていませんでしたけれども、これはそれぞれの事業体の中で今回研究会を設けてやるということですから、それはそれといいとしても、やはり町の6次産業化のビジョン的なものを進めていく上において、やはりこういう形出てこられると、これからの例えば農協との関係をどうしていくのか、あるいは観光物産協会との関係をどうしていくのか、こういうようなことが非常に難しい一つの課題としてやっぱり出てくると思うのです。この課題をクリアすれば、意外と6次産業化というのは私はするすると思うのだと思うのですけれども、その団体間の一緒にやる仕組みづくり、これがやっぱり6次産業化の一番の最大の私は課題なのではないかなと、こういうふうに思うものですから、行政でできれば手を上げて、12月の定例会でも申し上げたように、やはり行政で6次産業化を進めるといようなことをしておけば、少しよかったのかなと、これは私なりの考えですけれども、いずれにしてももうこういう状況になったわけですので、早い段階で構築をしていくべきでないのかな。

そして、行政としても6次産業の理想的なものをやっぱり頭の隅っこにきちっと入れた中で、こういう団体間との協議をすべきでないのかなと思いますので、理想的なものについてはどうですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 以前から生産的なものは農家の生産者、それを担っているのが農協関係者だと思っています。それを商品化していくのは商工会というようなことで、一緒になっていこうというようないろいろな話し合いの場はあったわけですが、それが一体となつてというのはなかなか難しいことなのだろうなと思っています。青年部も、農協青年部と商工会の青年部が一緒になって話すとなかなか、私もそういう場を積極的にしてこなかったということもあろうかと思えますけれども、そういうのがなかなかないのかなと思っています。その中で農家の、阿部さんが商工会農産部会の会長になったということは、今までにない、生産者を中心としていろいろなそういう農産品を得意としてきた阿部さんが、商工会として会長となつてこれから進むようなことで、議員も期待しているというようなことは、当然町としてもそれが農協の関係者の皆さんと一体となつていくのがやっぱり理想だと思っています。そこで、実際6次的なものも今出てきているわけでありまして。それをやっぱりネットワーク化にしていきながら、町の特産品をもっともっとふやしていって生産量、生産高も高めていくということがこれからの課題であろうし、それがある程度一歩ずつ進んできているのではないかなと思っていますところがあります。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） 商工会もまだ立ち上げたばかりで、どういう成果につながっていくかと全くわからない中での話ですので、いずれにしても行政としていわゆる町おこしという観点から、やはり行政がリーダー役になって、この問題をぜひ推進をしていただきたいなということを申し上げて、この問題については終わりたいと、こういうふうに思います。

それから、流雪溝の機械化の関係でありますけれども、これも私も水上がりになったとき、あそこを工事あつて通つたのですけれども、業者も役場職員も建設課なのだろうと思いますけれども、庄司工業も総出でやっておりましたけれども、あのときはたしか土曜日か日曜日だったのでないかなと、こういうふうに思います。まず、ちょっとはたから見ていて、見ていてこんなこと言うのはおかしいわけですが、手伝わなければならなかったのだろうと思えますけれども、建設課長の姿を見るとちょっとかわいそうで、ちょっとこういう……あるいは職員も休みのところを駆り出されて、立って作業している姿を見ると、何かもう少し方法あるのではないかなというようなことがちょっとあつたものですから、きょうあえてこういう一般質問ですることではないのですけれども、あえてさせていただいたということです。

機械化で、この前はユンボを私は使っていないのではないかなというような感じでおりましたけれども、やはり側溝に雪が詰まるわけですから、どうしたってふたをあけなければ雪を取り出すことできないわけですから、建設業者に頼むかということもありますけれども、あとは小型ユンボでいいわけです。いわゆる水道業者なんか使っているような小さいユンボあるわけでしょう。ああいうやつを常時、業者も水道取り扱い業者が結構いるわけですから、すぐそう

いったところのを使えるような状況にしておけば、特にふた外すだけでも人海戦術では大変なわけです。ユンボだったら、ずっとふた外せば雪を取り出すということができるといえるので、今のいわゆる建設業者、業者は業者でもやはり業者の使い方を、そういう緊急時にすぐ出られるような体制づくりといたしますか、それをちょっと見直してみたらどうなのかなと、こういうふうにするのです。その辺はどうですか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 議員のおっしゃられるように、流雪溝が閉塞した場合、コンクリートぶたは県道ですと1枚124キロぐらいしまして、人1人では到底何ともならない品物でございます。二、三人で果たしてまた雪を取った後に設置しなければならないのですけれども、設置する場合もまた側溝に落としたりしても大変なものですから、引き上げるのが大変ですから、相当慎重にやらなければならない作業でございます。

ですので、私もことしの冬も何回か流雪溝の閉塞には立ち会っておりますが、基本的には建設業者を主体に動いてもらっていますけれども、どうしても閉塞するのが、皆さんが休まれるときに雪投げが多くなるものですから、土日にかけて多くなるという部分もございます。今回も土木業者さんも土日ですと今度休みで人が集まらないというような状況もございますので、私ども水道業者さんも扱ってございますので、来年の冬からは流雪溝対策としてそういった動けるものは全て活用できるような体制を検討していきたいと考えてございますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 外山正利君。

○1番（外山正利） ぜひ、課長が髪を振り乱して立っている、あるいは職員が茫然としているようなことではなくて、今回でもやっぱり被害が出ているわけです。それをやっぱり最大の防がなければならないわけです。いかに迅速にやらなければならないかというようなことが結論だと思っておりますけれども、ぜひそういうすぐ動員できるような業者のひとつ構築を、今の答弁どおりしてほしいなと。

あと高速ポンプの関係については、これは雪も吸えるというようなことも1つあるそうです。こういう使い方もある。もう一つは、上がる手前にホースを入れて、高速ポンプで水を吸って、流れるところまでホースで引っ張って流してやると、こういうような2通りの使い方があるようであります。これは、北海道でも行政でやっているのではなくて、これは業者に委託をしているというようなことですので。ちなみに最上郡にこのポンプ車あるのかと聞いたら、何か1台ぐらいきりないそうです。ですから、非常に難しい問題なのかもしれませんが、ただ高速ポンプの場合は、工場のいわゆる廃油とかあるいはスタンドとかとこういうぐうっと吸う高速ポンプ車でありますので、県内では恐らくあると思いますし、そんなに稼働が頻繁にあるあれではないのかなと。これもちょっと検討すればできるのかなというような感じがちょっと

しますので、いずれにしてもやっぱり被害を少なくするため、それが第一だろうと思いますし、そして水上がりのたび毎年毎年同じことをやっぱり職員なり何なり人海戦術でなんていうようなことではなくて、もう少し計画的にやるとスムーズにできるのではないかと。

それから、区長会、流雪溝の管理組合の区長さんもほとんど古希過ぎて大変なのです、立って見ていますと。だから、そういうようなこともやっぱりありますし、ぜひ検討をしてほしいなということをお願いして、質問を終えたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

会議の再開を午後2時35分とします。

（午後 2時24分）

（休 憩）

（午後 2時35分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き発言を許可します。6番、名村肇君。

○6番（名村 肇） 3月定例会の初日です。我々新人議員は今期が最後の定例会というふうなことで、私も質問したいと思います。

それで、当町の人口も9,000人を割り込み、少子高齢化が一段と進みつつあるようでありま
す。人口が少なければ少ないなりに活気のある住みよい町にするためには、まず人づくり、そ
れに雇用に関する事など、住みよい町づくりが必要であると思われま
す。今回は、冬期間町民が生き生きと暮らせる町になど、3項目の質問をしたいと思
いますので、これから（1）、まちづくりは人づくりというふうなことから質問したいと思
います。

当町では、奨学資金制度などのいろんな制度がございます。この件では前にも質問して答
をもらっております。それらによりますと、一般学生で月額3万円以内、医学生が4万円以内、
以上が無利子で奨学制度を受けられるというふうなことでございます。有利子では一般学生が
月額6万円以内、医学生が月額10万円以内であり、この制度は当初から23年目を迎え、利用者
数は464名の方々が活用しており、現在県内外で活躍しておられると思われま
す。ほかに医学生の支援制度として山形県医師修学資金があり、大学卒業後県内の公立病院などに一定期間勤務す
るなどの条件を満たせば、その修学資金の返還が免除される制度も利用できる
とのことであります。当町では、この制度について今後検討していくということ
でありましたが、この制度
どういうふうな進みぐあいになっているかお聞きしたいと思います。今年度は、自治医科大学
より医師を迎えることであり、大変喜んでおりますが、当町出身医師で町立病院の医師配置が
なされる方がいいのではないかなというふうに、私は個人的に思っております。県の平成25年
度予算案の概要によりますと、次代の最上地域医療従事者確保対策事業として、中学生、高校
生を対象に動機づけ講習会の開催を行い、最上地域からより多くの医師など医療従事者が輩出

される環境づくりを行い、医療従事者の確保と定着を図ることにしているようであります。当町としても他町村におくれをとることがないように、これらの取り組みも取り入れていただきたいというふうに思いますが、これらに関して町の考えはいかがでしょうか。

それから2番目に、再生可能エネルギー導入事業の件について質問したいと思います。県の平成25年度予算案の概要によりますと、まきストーブ導入を促進するとあり、家庭における冬期の熱源として有効なまきストーブの導入マニュアルの作成や導入効果の課題等について意見交換を行うとしております。当町では、いち早くまきストーブ導入の補助制度などを行っており、県内でもまきストーブ導入では先進地的立場ではないかというふうに思っております。これまでのこれらの経過と今後の取り組みについて、あわせて燃料のまきのこともごさいます。林業振興を進め、雇用促進を図るためにも、まき購入への若干なりとも補助金を出す考えはないかを伺います。

3番目、町民が冬期間も生き生きと暮らせる町にというふうなことでございますが、同僚議員からも今回の豪雪でいろんな質問が出ております。3年続きの豪雪でありまして、町民は除雪で体を動かしての運動というふうなくらいを乗り越して毎日の除雪にうんざりしているものと思われま。道路除雪のオペレーターも、町民の足を守るため早朝より毎日苦労続きであると思われま。早いときは朝の2時ころから準備に入るそうです。大変ご苦勞なことでございます。オペレーターのローテーションなど詳しいことはわかりませんが、たまの土日は公共施設の駐車場などの排雪作業などもあり、大変苦勞しているものだというふうに考えられます。それらも給料を支払っているのだからというふうなことで片づけしないで、シーズンが終了時にも少し若干なりとも特別手当などを支給し勞をねぎらい、来シーズンも気持ちよく仕事をしてもらっていくようにしたらどうかと思われま。冬期間も道路の除雪がよく町民の交流が活発であれば、いろんな町民がお話を通してのコミュニケーションができて、大変結構なことだというふうに思います。それらも含めまして、ちょっとしたねぎらい、このことについて町の考えをお聞きしたいと思います。

以上3点をもって私の今回のこの場からの質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 名村肇議員の、元気で活気のある街にするにはのご質問にお答えします。

1点目の、町づくりは人づくりについてであります。昭和48年に制定された現在の修学資金の前の制度である真室川町医学生修学資金貸付基金が創設されてから、町出身で医師になられた方は8名ほどと承知しております。この方々の中には町の修学資金を活用された方もいますが、残念ながら町に戻って医師として就業された方はおりません。

平成元年に制定された現在の真室川町教育振興修学資金貸付基金については、無利子で一般学生が月額3万円、医学生が月額4万円、有利子で一般学生が月額6万円、医学生が月額10万

円となっており、現在1名の医学生がこの修学資金を利用されています。

町では、近年の医師不足もあり、最上町の最上町国民健康保険直営診療施設等人材育成貸与条例の奨学金制度を参考に、人材確保に有効な制度について検討をしております。最上町では平成6年に、これまであった奨学資金制度に加えて、医師、歯科医の免許を受けるための大学に在学する学生に年間200万円、看護師等、その他の医療免許を取得する学生に年間60万円の貸し付けを行う奨学金制度を新たに創設し、町長が指定した町内の医療機関、福祉施設等に一定期間勤務した場合に返還を猶予するという修学資金貸与制度を設けております。

この件につきましては、何回か最上町と制度の活用実績、問題点等について情報交換をしておりますが、これまでの情報では医師、歯科医希望者の修学資金の利用は一件もなく、看護師希望者4名程度が修学資金を利用されているようです。

この制度の問題点として、看護学校を卒業し資格を取得して地元で看護師として働きたいという強い意思があっても、就職先の町内医療機関等からの募集がないので就職できないという事例も考えられ、心配しているとの情報もあります。この場合は、やむなく町外の医療機関に就職することになり、返還の猶予条件に該当しなくなることから、結局は全額を返還しなければならないということも問題点として挙げられています。

このほか、山形県では地域医療医師を目指す医学生へ年間200万円までの貸し付け可能な修学資金制度等、県内の医師確保に向けたさまざまなメニューの奨学金制度が制定されています。来年度から町立真室川病院に勤務予定の内科医師も、県の修学資金制度を活用された方と聞いております。非公式の段階では、新しく勤務される医師は自治医科大卒との情報もありましたが、先般山形県から届いた正式文書では、自治医科大卒ではなく地域医療従事医師としての肩書での配置となっております。

新たな修学資金制度については、現在の制度で借りられている方との整合性の問題のほかに、医療従事者のためだけに新制度を創設したとしても、利用者がいない、あるいは地元に戻ってこないでは、せっかくの修学資金制度が有効に機能したとは言えません。他市町村の修学資金制度をさらに研究しながら、人材確保につながるよりよい修学資金制度を目指し、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、山形県の平成25年度事業にある最上地域医療従事者確保対策事業で中学生、高校生を対象とした動機づけ講習会開催等の取り組みによる医療従事者育成のための環境づくりに関しての答えをいたします。

この件は、最上総合支庁保健企画課とタイアップし、進路を考える学習会、めざせ医療のしごとと題して、平成22年度、23年度については真室川中学校2年生を対象に、24年度については及位中学校の全生徒を対象として既に当町におきましても実施している事業であります。進路学習会では、町立病院の医師、看護師、薬剤師がそれぞれの職業についての動機や仕事の内容

について話をし、中学生の質問に答えるという形式で行われております。将来の職業決定に関心を持つ年代である中学生に対して、医療の重要性と、医師、看護師等の医療従事者としての職業への具体的な理解と関心を持ってもらい、将来真室川町からより多くの医療従事者が輩出されることを願って開催しているものであります。

このほか、中高校生のインターンシップにつきましても積極的に受け入れており、以前は看護職場へは女性の希望者がほとんどでありましたが、近年は男子生徒も多くなっており、男子の職業選択の一つにもなっているようであります。看護の日には中高校生の看護体験の受け入れ、看護学生、医学生には研修の場や地域医療実習の場としての積極的な施設提供など、清潔で設備も整っていると評判の真室川病院施設を有効に活用しながら、医療従事者育成のため最大限の努力をしていきたいと考えております。

修学金制度、進路学習のいずれにしても、町内の子供たちが地元に戻ってきて医療従事者として働くには、単にお金の面だけではなく、学力はもちろんのこと、郷土に対する愛着も大きなウェートを占めているものと感じます。ふるさとである真室川町に愛着を持つ人づくり、環境づくりにも力を入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の再生可能エネルギー導入事業についてであります。まきストーブは家庭でも身近に利用できる再生可能エネルギーであり、昔から親しんできた暖房として見直されていることはご存じのとおりであります。当町では、平成23年度からまきストーブ、ペレットストーブの購入及び設置の費用に対して補助金の交付を行い、普及推進に取り組んでいます。まきストーブ等1基につき購入及び設置価格の2分の1、上限5万円を交付しています。平成23年度では17台、事業費303万9,669円、補助金額が59万5,000円で、24年度は11台、事業費449万4,043円、補助金額が53万円という利用状況で、利用者にも大いに喜んでいただき、少しずつではありますが、家庭からの再生可能エネルギーの利用が拡大してきていると実感しているところでもあります。

山形県や新庄最上地区においても、木質バイオマスの熱利用を地域に見合った再生可能エネルギーとして強く推進しています。地球温暖化対策だけでなく、石油等化石燃料を購入すれば地元還元される金額の割合は多くはありませんが、今後木質バイオマスの利用が拡大していくことは、地域でエネルギー源となる木質が調達されることにより、地域経済や雇用の面でも効果が大きいと考えられています。

しかしながら、議員がご指摘のように、新たにまきストーブを始めようという人にとってはまきの調達課題となっているのも事実であります。平成18年度の調査では、町内で推計300世帯ほどでまきストーブ等が利用され、そのうちまきの調達方法としては、約5割が自己の所有する山林などから伐り出して利用し、約3割の家庭で林業や製材業者、商店から購入、残りの2割が無償で知り合いから入手しているという結果となっております。実態として、自己で山林

を所有しているか、林業や製材業の方とつながりがないとなかなかまきの調達は難しいのが現実のようです。

まきを販売している事業者は町内にもあり、ある事業所に話を聞いたところ、長さ30センチ、幅1.8メートル、高さ1.5メートルのまきの棚を50棚ほど販売しているとのこと。1棚1万5,000円程度で、広く一般に販売しているということだけでなく、依頼を受けた5、6件程度の家庭に販売し、各家庭では月に平均2、3棚を使用しているようです。1年を通じて少しずつまきを製造しているとのことですが、最近はブナやナラなどの木材の確保が難しくなってきているという情報もあります。

まき購入への補助金を出す考えはないかのご質問ですが、今現在まきストーブ等本体への補助を実施しているところであり、さらに燃料であるまきに対しても補助するということは二重の補助となる場合もあることから、現時点では考えておりません。行政として直接まきを販売するわけにはいきませんが、まずはストーブ本体をふやし、まきの需要を高めることで、民有林も含めた林業を活性化することにより、まき燃料の販売が事業として成り立っていくことが望ましいと考えます。まき需要の高まりにより、林業関係の民間事業者も事業展開や事業拡大していく過程で、相談に応じながら行政の支援の必要性を検討することになると思いますので、ご理解をお願いします。

次に3点目の、町民が冬期間も生き生きと暮らせる町についてお答えします。冬期交通における町道除雪については、迅速かつ安全に作業を実施し、冬期交通の確保を図り、地域産業、社会活動を容易にし、地域の発展と住民の生活向上、さらに雪害から町民の日常生活を守るため、地域住民の皆様のご理解とご協力のもとに進めております。

平成24年度における除雪計画では、町道管理延長192.4キロメートルのうち、除雪機械の能力及び道路事情等を考慮し、86.3%の約166.1キロメートルを計画路線として除雪を行っているところであります。除雪路線の選定に当たっては、主要幹線道、バス路線、地域的に主要な道路公共施設へのアクセス道及び公共施設駐車場等、除雪機械作業の可能な条件路線を主体として選定しております。

今年度の除雪体制については、除雪機械は昨年度より1台ふやし19台を配備、除雪機械運転手も2名増員した32名、16組編成で作業に当たり、通勤通学時間帯の冬期交通の確保に努めているところであります。

除雪区分としては、第1番目に通勤通学等に支障のないように除雪する路線、第2番目として通勤通学に支障のない場合除雪する区間、その他として融雪期1回以上除雪する区間としています。

また、除雪機械の出動基準は原則として降雪10センチ以上として定めております。

除雪作業の勤務体制として、勤務時間は10センチ以上の新雪時には4時出動、15センチ以上

の深雪時には3時出勤となっています。勤務日は、平日月曜日から金曜日までの週5日間、休日は土日を原則とし、また正月三が日は休日、有給休暇を7日間としています。降雪の状況により時間外勤務や週休日の出勤は振りかえ休暇としています。

ここ3年は豪雪続きで、土日の振りかえ休暇もなかなか取得できない状況にあり、その場合は時間外勤務手当を支給しているところであります。

豪雪時勤務の苦勞については認識をいたしておりますが、シーズン終了時の特別手当の支給まではできませんが、平成25年度より経験年数を考慮した賃金の改善や班長手当の増額を行う予定でありますのでご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 6番、名村肇君。

○6番（名村 肇） 去る2月の25日の山新ですが、これによりますと各地の積雪が出ており、大蔵村肘折3メートル94センチ、西川町の大井沢3メートル27センチ、尾花沢2メートル29センチ等々続きまして、最後になって真室川の高坂で2メートル74センチ、これは56年の観測の及位中の股の273センチを32年ぶりに更新しての豪雪であったというふうに報じられております。さきに豪雪対策災害救助法なるものができたというふうに聞き及んでおります。豪雪に対応可能となった新聞報道などによりますと、山形県が適応基準を2メートル以上、ここ10年間平均の1.3倍以上となったというふうなことでございます。現在の積雪は幾らか圧縮されたというふうに思っておりますが、これらに対する町の対応はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） では、新たな災害救助法の関係でございまして。

これ従前からありました法律でございまして。これを拡大と申しますか、拡充と申しますか、この適用基準がはっきり示されていなかったということで、山形県においては議員がおっしゃられるような基準になっているというわけでございまして。ただ、これの確かに打診等ございました。というのは、尾花沢市が手を上げてまして、その後に大石田町も手を上げたという経過から、県においては各市町村にこの災害救助法の適用をするつもりがあるかないかというようなことの調査と申しますかはございました。その従前からそれらについての説明会等がございまして、出席はしてきたところでございまして、内容でございまして、実質的な内容でございまして。これらの基準を超えた場合に、緊急かつ喫緊生命の危険等及び近隣の住民に被害を及ぼす状態にある場合の建物の雪おろし費用を補助するというところでございまして、簡単に言えば私どもがやっております1万3,000円、商工会にあつては1万3,500円ですか、それに対応する金額を後で支給しますよと、それを市町村がまず最初に肩がわりをなささいというような内容でございまして、なかなかこれはちょっと使い勝手が悪いなと判断をしたところでございまして、前にお話ししましたようにひとり暮らし等につきましては4人、従前4人であったものを8人ということで町単独で拡充をしているところでもございまして。それ以上という部分につい

てのどうしてもと、いわゆる喫緊的な状況にはまだ至っていないということもございまして、あとそれらを申請する場合の周りの状況、あとは申請後、実際に行った場合のその申請理由という書類の提出状況もかなり複雑であるということから、郡内でも、総務課長レベルでの危機管理担当課との話し合いの中でも、これはちょっと使えないのではないかと、それよりは本当に喫緊であれば町単独の対応が幾らでも可能であるということからして、今回はそれらの適用を見送ったということとございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君。

○6番（名村 肇） 細かい説明まで下さいました。それで、これら国の予算から出る金額であります。これを勉強して、大いに活用していただければ、町から支払われる金を別の方向に流用できないかと、できるというふうなこともあると思われまして、これらも今度いろいろ検討していただいて、熱心に勉強していただいて、これらにも手を挙げて真室川にもこの災害救助法を適用させるんだというふうなことにしていただきたいというふうに思います。

それから、除雪に関することでもう一つでございます。町内の道路の除雪をやっておるのは大変ありがたいこととでございます。それで、除雪の後、除雪して除雪車が通過した後など、どのように当町では把握しているのか。雪道の点検のために、できれば町内全域を回っていただいて、半日もかかれば回れると思われまして、道路の状況を、現状を見ていただいて、例えばロータリー車が必要なところとか、これはロータリーでなくても押して行ってあそこに置けるというふうな判断をして、もっともっと暮らしやすい、通行にも便利で皆さんに喜ばれるような方法でできないのかなというふうに思われまして、できればそれらも年に何回か行っていただいて、スムーズな除雪がなされて雪道の町内をめぐって道路の状況を把握されてみてはいかがか、そのことについてはどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤忠吉） 名村肇君に申し上げます。あなたの一般質問の（3）の後段に、冬期間も道路の除雪がよく町民の交流が活発であれば、自然に活気ある町になるものと期待するものだという程度が除雪に関する一般質問なのです。今ちょっと具体的にあなたが質問したことについては通告なっていないという判断に立ちますので、もしできれば質問の内容を変えていただきたいというふうに思います。名村肇君。

○6番（名村 肇） 冬期間の除雪の関係で、3年続きの豪雪からというふうなことで、これ道路除雪のオペレーターのこと聞いておりますので、これも含めていただけるものと思って質問いたしましたが、どうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） ロータリーの質問もしているということですか。

○6番（名村 肇） しています。

（「オペレーター」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） オペレーターですね。オペレーターの関係は載っています。オペレーターとか

のローテーションとか、そういうことは載っていますけども、そのようなところでお尋ねなされればお答えしたいと思いますので、もし質問の内容をさらに変えられれば質問してください。
名村肇君。

○6番（名村 肇） 議長、除雪の関係では質問はだめでしょうか。ということは、私道とか町道とかというふうなことの関係で。

○議長（佐藤忠吉） 新しい、この場に来ての質問はちょっとご遠慮いただきたいというふうに思います。

○6番（名村 肇） なぜですか。

○議長（佐藤忠吉） その例を許しますと、何だこの場に来て関連質問はできるのではないかということになって、ほかの議員も皆まねられると大変ですので、そういうことない……

○6番（名村 肇） できれば、町民が冬期間生き生きと暮らせる町にというふうなことに含めていただきたいと考えておりますが。

（何事か声あり）

○6番（名村 肇） では、わかりました。後でまとめて別の項目で質問します。

○議長（佐藤忠吉） では、そういうことで、次に進みます。

引き続き発言を許可します。2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 私は、質問の前に、去る3月2日に発達した低気圧の影響で暴風雨となった北海道内で車が立ち往生するなどして亡くなられた方々、そして豪雪による事故で亡くなられた方々、多くの方々に対し、心からご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

それでは、通告しております3点について質問をし、町長並びに教育長の所見をお伺いいたします。

まず、1点目であります。活力のある町づくりについての質問であります。本町は、過疎地域であるだけに、ほかの類似町村と同様、若者が流出して高齢者が多くなり、結果として活力が失われつつあり、何とかして活性化しなければならぬといろんな手だてを考えつつも、これといった施策が打ち出せていないのが現状であろうかと思われまます。無為無策に過ごしている、衰退に衰退を重ね、町自体が消滅してしまうことを畏怖する、心配するものであります。

活力ある町づくりに意欲的に取り組んでいるということで自治大臣から表彰された町村の例を見ますと、地域の資源を活用したもの、そして人づくりを主眼にしたものなどがその町の活性化の鍵になるのではなかろうかと考えます。そこで、受賞した町村の実績を紹介し、本町においてもこうした施策を導入することについていかがお考えか町長の所見をお尋ねいたしたいと思っております。

まず第1点は、地域の資源を生かした活性化対策であります。山形県西川町では、地域の資源であるめづり細工、草木染め等の体験学習施設を設置して活性化を図っており、また北海道

標津町では全国漁獲量の1割を占めるサケを中心として観光開発、地場産品の開発のほか、サケをあしらったインターブロック舗装の街路灯を設置し、さらにサケの子基金を設けてサケ文化の伝承の資源保護意識の啓蒙を図っております。こうしたいろんな地域の資源を徹底的に生かした町づくりをやっているようであります。本町でしかできない何かがあるはずであります。みんなで知恵を出し合って活性策を見出せないものでしょうか。

第2点は、人づくりの問題であります。先ほどの山形県西川町では、西川塾を開設して人的資源の育成を図り、それらの卒業生により町の総合計画が策定され、設立されたクオリティライフ研究所では町の活性化のための研究が行われております。そしてまた、静岡県島田市では20代から80代の住民が公募により組織している町づくり100人会議で、テーマを決めて意見交換をして町に多くの提言を行っております。行政の主導ではなく、住民も行政に参画してもらうことに意義があると考えますが、人づくりと住民参加の行政についていかがお考えでしょうか。

以上2点について提言いたしました。これらは2つを組み合わせることによって複合的に成果が上がることも考えられますが、町長の所信をお尋ねいたします。

次に、町民目線の役場機構について質問し、町長の見解をお伺いいたします。行政は、時代の移り変わりとともに変化し、対応しなければなりません。旧態依然として古い殻におさまっているようでは、納税者、町民の痛税に応える姿勢とすることはできません。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、窓口サービスの向上についてであります。役場に町民の方がおいでになっても役場の機構をよく理解しているとは限りませんので、その用件ならばどの窓口に行くかなどのことはわからないのが実態であろうと思います。結果として、役場に行ったらたらい回しにされたということで役場に対して不信、不満を持って帰宅するのが実態であります。

ある町では、住民サービスの向上を図るため、窓口サービス向上検討会議を設置し、基本マナーマニュアルを整備したそうであります。

財政が厳しくなり、住民の理解と協力を求めるためには、小規模経営者が顧客の確保に努力しているように、行政もそれなりの努力をすることは当然のことです。こういった窓口サービス向上は、条例、規則等も要しないのでありますので、すぐにでも導入できる制度であります。その実施について町長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

次に、町民の要望と相談窓口の設置についての質問であります。町民から役場に対して多くの要望や苦情等が寄せられていると思います。来庁して直接申し出たり、電話で連絡されることもあると思われ。問題は、それをどこでどう扱うかです。職員個人の判断、慣性により聞き流したりしてしまえば、それが結果として相談者の意見が行政に反映されず、住民無視の行政だということにつながりかねません。

ある自治体では、こうしたこととは関係ないのかもしれませんが、市民からの要望や苦情に適切に対応するため、庁内統一の相談記録票を作成し、上司への報告、相談の徹底を図っているそうであります。

本町でも高齢化が進行する中でいろいろな悩みや苦情など、相談事が多く寄せられているものと思われまます。そういった相談事が多いということは、それだけ役場が町民から期待されている証拠なのかもしれません。なおさらしっかりした対応が求められるものと思います。町民の相談を取りまとめる窓口の設置と、それらに対応する職員の配置が必要と思うが、町長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

次に、子供の健全育成対策について教育長に質問いたします。子供は、その家庭の宝であると同時に、次代の社会を担う一員としての宝でもありますので、大事に育成されなければなりません。では、現在の子供が家庭と社会の両面で大事に育成されているかということ、表面的には大事にされている、つまり過保護の状況にあるのが実態ではないでしょうか。そのため、本質的な中身において大事にされていないという言い方もできるのであります。学校ではいじめや不登校があり、校外では事件、事故、そして非行の問題があります。これは、家庭の責任だ、学校の責任だといった責任追及論のみで解決される問題ではありません。地域全体の問題としてとらえ、解決のため取り組む必要があると考えます。そこで、しつけと非行の防止について提言し、教育長の考え方を伺いいたします。

まず第1に、しつけの問題であります。集団でいじめをする、朝食を食べないで登校するといった実態がありますが、これはきちんとしつけされていないことによるものと考えます。おまえは年だから古臭いといった指摘もされそうですが、核家族で育った子供たちが父親、母親となり、そして教師になっております。この年齢層の人たちが十分にしつけられて育ったかということ、そうは言えない。地域コミュニティが崩壊し、子育てが孤立化する中で、親自身も子育てへの不安を抱え、相談先がないことや頼れるサポートが不足しているといった基本的な問題が介在していないでしょうか。

そこで私は、改めて社会のルールを身につけるためのしつけの指導書をつくり、学校、家庭に配付することを提言したいと思います。指導書は、町内の有識者で構成する委員会で十分に審議、検討した上で作成し、交通ルールや挨拶、言葉遣い、他者への思いやりなどを中心に、大人も子供も守るべきルールやマナーについて考える内容とし、学校、家庭に配付することについていかがお考えでしょうか。教育長の所信をお伺いいたします。

以上、前向きな答弁を期待し、この場からの質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 佐藤勝徳議員の、活力ある町づくりについてご質問にお答えいたします。

1つ目の、地域資源を生かした活性化対策についてであります。昭和30年代以降、日本経

済の高度成長の中で、農山漁村地域から都心地域に向けて、若者を中心に大幅な人口移動が起こりました。

当町も例外ではなく、大規模工業地域や首都圏への大量の人口流出を招き、とりわけ新規学卒者の都会への流出が続き、このため地方の過疎、都会の過密が大きな社会現象として取り上げられ、地方と大都会圏との格差が広がり、地域社会を形成する各種基盤整備のおくれや水準、機能の維持困難、コミュニティ活動の低下などといった問題を抱えることとなりました。

国は、これらに対処するため、昭和45年過疎地域対策緊急措置法を制定、そして昭和55年には過疎地域活性化特別措置法を制定し、当町も昭和55年4月1日その指定を受けたところです。この結果、産業基盤の整備や生活基盤の整備が進み、地域資源活用による地域づくりへの関心度合いの高まりや、急激な人口減少への歯どめがかかるなどの成果を上げてきました。

しかしその一方で、町の担い手である若者の流出や生活の価値観の多様化、少子化現象、高齢化の進行等により地域力の低下、集落単位区の人材不足による運営の支障や公益機能の低下などで地域経済の停滞、生活関連基盤整備の格差拡大といった多くの課題を抱えています。

また、地域間交流の拡大、情報通信の発展、価値観の多様化、自然志向、高齢社会等の時代の大きな流れの中で、地域の自然、文化、産業といった地域特性、地域資源を生かした諸施策を実施していく必要があります。

町の地域資源を大きく3つに分類すると、1つ目は自然、観光資源であり、シンボリック的存在である巨木や湿原等。2つ目は文化的資源であり、長い歴史と伝統を今に伝える伝統芸能や文化遺産。3つ目は食に関する資源であり、地域ブランド認定品等が挙げられます。

1つ目の巨樹、巨木に関しましては、地元のNPO団体が自主的な取り組みとして保護活動を行いながら、アケビや山ブドウのつる細工の作成、周辺地域の観光ボランティアも行っております。

町でも甑山トレッキングツアーなどを企画し積極的なPRを図っており、JRと連携した駅長オススメの小さな旅として梅里苑周辺体験施設を使ったツアーの提案なども進めております。

2つ目の文化的資源については、伝統芸能である番楽、囃子及び昔語りに対しましても、伝統文化を核とした新しい地域づくりができるようアドバイザーを派遣し、活動支援、PRに努めております。

また、去年は全国的に知名度のある真室川音頭を落語の出ばやしに使用している落語家の表敬訪問を受けました。この縁を大切に、町の知名度アップ、情報の発信や地域の発展を図るため、さまざまな施策を展開してまいります。

3つ目の食に関する資源である米、山菜、原木なめこ等の農林産物については、平成20年度に真室川ブランド認定制度実施要綱を制定し、一定基準を満たした産品及び商品を町ブランド

と認定して内外に発信しており、現在30品目が真室川ブランド認定品となっております。

去る2月1日のまむろがわ逸品展に際しましても、多くのブランド認定品が陳列され、山菜や伝承野菜を使った料理のデモや試食コーナーには行列のできるにぎわいとなりました。

このような取り組みを発展、継続することにより、地域住民の地域への愛着と誇りが高まり、外部からの支持を得ることのできる地域ブランドが確立されるものと思います。今後とも関係機関や団体と連携しながら、研究から事業化、商品化までの発展段階に応じた支援を実施するとともに、地域内に潜在している事業者や組織による新たな事業化を支援するなど、新産品や観光交流事業の創出を進めてまいります。

2つ目の人づくりの問題についてであります。平成23年3月、当町の町づくりを進めていく上での基本である第5次町総合計画基本構想・前期基本計画を策定し、平成32年度までの町づくり指針と前期5カ年の計画を定め、承認をいただきました。住民参加型の計画策定になるように、住民アンケート、集落座談会、中学生議会及び各分野で活躍する町民を代表する方々で構成する策定委員会を設置して、約1年を費やし計画策定を行ったところであります。

そのほかにも、行財政改革大綱、食育・地産地消推進計画、生涯学習基本構想等につきましても、町民参加型の計画策定をいたしております。

また、平成19年度から実施しております環境美化アダプト制度ですが、町民の皆様が公共施設の里親となっていただき、ボランティア活動として施設の美化及び管理をお願いし、平成24年度は8団体に取り組んでいただきました。住民参加の行政は町づくりの基本姿勢である協働の町づくりでもあると言えますので、今後も数多くの団体の参加を呼びかけてまいります。

地域づくりは人づくりと言われていますが、そのマニュアルや定石といったものはないとも言われております。画一的な枠にはまらないことにより、創造性や内発性が生まれ、それが原動力になっている例も見受けられます。

町総合計画や生涯学習基本構想にも地域リーダーの養成が明記されており、昨年9月、町づくり、地域づくりについて先進地から講師を招き、公民館分館長等を対象とした地域リーダー研修会を開催しました。引き続き地域活動を活性化させるため、地域内で大人と子供のかかわりを深めていけるようなリーダー養成を図ってまいります。

町では、平成22年からムラづくりチャレンジ支援事業を展開し、各集落では創造的事業、地の利を生かした事業、外部講師を招いての地域づくり講演会等多彩な取り組みを行い、集落活性化に取り組んでいただいております。

今年度から、県と最上8市町村の連携で最上地域政策研究所が設置され、県及び市町村職員等19名が6グループに分かれ、最上地域の活性化を図る上での課題を分析、他の先進地事例の成果などを踏まえた地域活性化の提案、中間プレゼンテーションがありました。その中に、地域の担い手育成をテーマにしたグループがあり、担い手育成の要点として、強力なリーダーを

中心とした活動には限界がある、担い手の役割は多様で、複数で構わない、地域づくりの過程の中で担い手候補があらわれ、実践で成長していくものであるとの先進地の成功例の説明がありました。地域のリーダーは地域が養成するもの、地域づくりは集落住民みずから考え行動することを基本としながらも、町も積極的にその機会を提供しなければならないと考えております。

平成25年度から、集落が取り組みやすいような景観の美化、伝統行事、文化活動、健康づくり、子供や高齢者の見守り、地域間交流、各種講演会、防災事業及び情報発信等、幅広いメニューをそろえた地域づくり活動支援事業を創設し、集落活性化の推進を図ってまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に、2点目の町民目線の役場機構についてにお答えいたします。町役場行政は、町民の福祉向上、利益の向上のために各種施策、事業を実施し、町職員は社会全体の奉仕者として、町民の立場を理解し、適切な対応を旨として日々の業務に当たっております。

私の施政理念は、住民と行政とが課題と目標を共有し、ともに力を合わせ、協働で町づくりを進めていくことであり、これを第5次総合計画に基本姿勢、人と地域と自然が輝く協働の町づくりに掲げ、各種施策を展開しております。

地域座談会や各種団体との意見交換会、直接の来庁による対話などにより住民からの意見をしっかり伺い、また、職員地域担当制による区長との情報共有、要望事項の把握などにより、喫緊の課題への対応、中長期的課題の計画的対応を行っております。

1つ目の窓口サービスの向上についてであります。2次にわたる行政改革や集中改革プランに基づき、行政機構の見直し、町民担当並びに福祉担当窓口業務の一元化、住民窓口業務の時間延長等を行い、町民の利便性の向上を図ってきております。

各課窓口においても、ワンストップサービスとなるよう、主担当者が不在であっても、町民からの申請や依頼に対応できるよう態勢をとるとともに、複数の職員が各業務を理解するよう努めています。

また、庁舎は離れていますが、町民課と福祉課では、相互の窓口業務内容を理解し、申請手続や必要書類について来客へ説明、対応し、可能な申請書はその場で記入していただき、受理、伝達する態勢を整えています。

福祉課においては、地域包括支援センターを中心に総合福祉担当が窓口で介護保険を初め各種福祉分野の相談、申請に対処し、必要に応じて関係機関やサービス事業所に情報提供及び対応策の協議を行い、迅速な処遇決定、サービス提供につなげております。

他課においても同様に、極力ワンストップサービスに努めておりますが、相談内容や協議事項によっては、担当者の不在や関係機関等との連絡調整がその場でできない場合などは、お待ちいただくこともあるかと思いますが、今後も職員が住民の立場を理解した窓口対応と各種相

談への迅速で的確な対処能力を高めていくため、各課業務内容の把握を目的とした新規採用職員の全課研修や、住民に対する接遇向上を目的とした市町村職員研修、各課内におけるOJT研修や山形県市町村職員研修協議会のoff-JT研修等に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に2つ目の、町民の要望等相談窓口の設置についてであります。町民からの相談については、年々多様化、複雑化している実態があり、また行政内部の分担も細分化されていることから、相談を受けた場合、よく相談内容を聞いて、解決につながるような部署、または関係機関につなげていく態勢をとっていることは、さきに申し上げたとおりであります。

例えば、福祉に関する相談であれば福祉課に、教育に関する相談であれば教育課に、道路や除雪に関する相談であれば建設課に、農業や農地に関する相談は産業課にといったぐあいに、専門に担当する部署につなぐことによって解決に向けてのよいアドバイスが可能となります。

そうした上で、どの部署にも当てはまらない相談については、町民課で困り事相談として受け付けています。ここ3年間の困り事相談の内容について、支障のない範囲でご紹介すれば、隣家、隣人とのトラブルが4件、家庭内のトラブルが3件、消費生活関連が3件、多重債務関係が1件、その他3件の計14件となっています。

こういった相談については、全て記録をとっていますが、その内容については当町行政内部で解決できるレベルのものではなく、弁護士や関係機関に相談しない限り解決が困難なものがその大半であります。相談者によっては、一定程度自分の気持ちを聞いてもらい、解決に向けての道筋を知ることにより、気が晴れて落ちつかれる場合が多くあります。

高齢化が進展し、相談すべき人もいないといった状況が懸念されることから、困り事相談窓口の重要性が増すと認識しています。

町行政以外の相談窓口として、厚生労働大臣より委嘱を受けた民生委員・児童委員が38名おり、町内各地域での福祉や児童にかかわる相談業務に当たっていただいております。

また、人権擁護委員が4名、行政相談員が1名委嘱されており、それぞれ相談所を開設し、年間数件の相談に応じていただいております。

また、町が委嘱している3名の障害者相談員は、障害者本人や家族からの相談に応じていただいております。さらに生活資金や権利擁護等の心配事については、社会福祉協議会で相談を受けております。

多種多様にわたる町民からの相談について、町行政のみならず、これらの方々や組織とも連携しながら、相談業務に当たっているところであります。

住民としては、困り事をどこに持っていったいいかわからず、一番身近な役場に電話あるいは訪問する。そういった意味で、町行政に対する期待は大きいものがあります。

これまで申し上げたとおり、町民からの相談については、年々多様化、複雑化している実態

があり、行政内部で解決できないものも少なくありません。そうしたときに、よく相談者の話を聞いて、迅速、的確に担当あるいは関係機関に回し、たらい回しにしないことが重要であることは議員ご指摘のとおりであります。

町民の相談を取りまとめる窓口の設置と対応する職員の配置が必要というご提案であります。行政改革や集中改革プランにより最小限の人員配置としているところから、新たに町民の相談を取りまとめる窓口の設置と対応する職員の配置を行うことは難しい状況であり、相談件数的にも専属の職員の配置は困難と考えるところです。

電話交換と兼務ではありますが、総合案内担当を役場1階に配置し、適切に担当課へつなぐことに努めており、わかりにくい案件については出納室のベテラン職員がフォローする態勢をとっております。

町民課窓口でも内容に応じて案内できる態勢となっており、今後も窓口における接遇や公聴に対する研修の強化と各課あるいは関係機関との連携を強化しながら迅速、的確な対応をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 教育長、竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） 佐藤勝徳議員ご質問の、子供の健全育成対策について、特に社会のルールを身につけるためのしつけの指導書をつくり、学校、家庭に配付してみてもはのご提言にお答えいたします。

次の理由から、町独自の新たな指導書作成は今のところ考えておりません。また、家庭に対するしつけのあり方改善についても、現在教育委員会が進めている取り組みを強化継続しながら、議員ご提言の趣旨をなし遂げてまいりたいと考えております。

指導書は、学校においては教育の目標、目的を達成するために、また全国の教育水準を維持するために文部科学省が定めた大事な学習指導要領があります。これは教育専門家の手によってつくられたものです。

学校はそれに従って忠実に教育することが求められ、完全実施することによって、例えば教育が求めている、人として正しい行動ができる、賢く生きる、自他の命を大事にするなど、子供の成長が期待できます。

町において学習指導要領を超える指導手引き書作成は困難と考えています。

学校教育と家庭教育の連携は大変大事なことで、学校は家庭におけるしつけについて、確実な定着と実践力が身につけて進学してくることを期待しています。

一方、幼児教育と学校教育の連携もまた大変重要です。保育所、こども園と小学校、中学校が連続性、一貫性のある教育を行ったときに、大変効率的で効果のある教育結果が出ることを経験上知っています。

まず初めに、学校教育でしつけの面に焦点を当てながら例を示しますと、心の教育では、特

に道徳教育に代表される社会規範の理解、心の育ち、実践力を身につける。学びの教育では、生涯教育の基礎づくり、自主的、自発的な学びの習得。知恵、活用力をつけての生きる力の育成。健康・安全教育では、食育、交通安全、生活安全面から健康な体づくり、食事の重要性、地産地消、生産者等への感謝、危機回避能力、自分の命は自分で守る力など、人間として調和のとれた能力、精神、生きる力、生き方を育てています。

教育委員会では、「家庭学習のすすめ」や「家庭を学びの環境に」を児童生徒の全家庭に配付し、家庭での子供の望ましい生活習慣、過ごし方の手引として活用してもらっているところです。発達段階を考慮した学年別家庭学習時間、内容等は子育てに不安を持つ保護者の指針となっており、しつけに大変役立っていると聞いております。

これらの実績は、議員ご指摘の趣旨にも合致し、家庭におけるしつけの強化の面で、既に教育委員会では取り組んでいるところです。

さらに、PTA総会、学年・学級懇談会、祖父母参観等で、校長講話、担任、生徒指導主任からの問題提議、協議の柱として保護者等への周知、ともに語り合う中で、しつけが子供の健全育成にとって大事なものであると位置づけながら取り組んできております。

さらに、参加者をふやす、焦点化した話し合いを行う、タイムリーな話題で協議する等と工夫し、家庭と学校が共同歩調をとって、保護者に家庭におけるしつけの重要性を理解してもらいながら、意識化、実践力の向上を目指し、これまで以上に強化して効果を上げてまいります。

次に、幼児教育と学校教育の連携についてですが、保育所、こども園と学校とのつながりはとても大事です。また、年齢の低いうちにしつけることが重要で大変効果的だと経験上思っています。学校と同じように、それぞれに保育指針、幼稚園教育要領があって、幼児の教育は学校同様にそれに従って、きめ細かに、優しさ、愛情を持って行われています。

新たな動きとして、教育委員会では、25年度県教委新規事業の幼保小連携推進モデル開発プロジェクトの指定を真室川小とこども園に受けてもらいました。お互いの教育理念についての共通理解を図り、今後の連携のあり方について検討する、が主内容ですが、専門アドバイザーが派遣され、年数回講演会が開催されることになっています。

こども園、真室川小以外に安楽城保育所、あさひ小学校、釜淵保育所、北部小学校の保護者、教員にも参加を呼びかけ、しつけを含めた保幼小連携について実りのあるものにするよう、校長に伝えているところです。保護者に理解していただく機会です。

また、これまで同様、幼児共育ふれあい広場、読み聞かせサークル、各種講座の開催により、体験活動を重視しながら、親子の深いかわり、家庭の果たす役割等の意識化、実践を図り、さらに情操教育にまで高めることを目指します。

教育委員会では、学校教育と家庭教育でのつながり、幼児教育と学校教育のつながりを強く意識しながら、両者の中心にいる保護者、そして子供たちの長い時間の居場所となっている家庭

の教育力向上を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 時間がないようですが、一、二点質問させていただきます。

まず最初に、町民要望の窓口の設置についての中で、町長の答弁の中に、高齢化が進展し、相談すべき人もいないといった状況が懸念されるというようではありますが、これは全くそうではありません。私も同感であります。山形市ではこういった高齢者がどんどんふえてきて、町長が答弁したように、相談すべきところもない、相談すべき人もいないということから、後見人についての相談窓口を設置したというような報道がなされました。いずれそういった方々、うちの町でもたくさん出てくるだろうと、そんなふうに私は懸念しております。そういったときに、やっぱり山形市のように、そういった相談窓口をぜひつくるべきではないかなと。今のところはそうないかもしれませんが、いずれいろんな相談事が町に対してやってくるだろうと思っております。そのときの心構えとして、ぜひ町長、どうですか、いずれそうなった場合の考え方をひとつ町長からお伺いしたい。

それともう一つ、教育長、勘違いしないでください。私は決して文部省が定める学習指導要領を超えるような指導手引書をつくれと言っているのではないのです。私の発想から、今本当に子供たちが、青少年が家庭の中でどんなしつけをされているだろうかというようなことを大変懸念するものですから、そういった家庭でのしつけ書、今この中で答弁がありました、これで十分だと、教育委員会で作っている「家庭学習のすすめ」あるいは「家庭を学ぶの環境に」という児童生徒への全家庭に習慣、過ごし方の手引として配付しているというようございしますが、そういった中にぜひ先ほど私が質問の中で申し上げた、例えば今どちらかという我々大人も一番気をつけなければならないことだと思いますが、人間として当たり前のことを当たり前にできる人間が少なくなっているということがよく言われるのです。ですから、やっぱり子供たちの時代からこういったこと、人間として当たり前のことが当たり前にできる人間を育てるために、ぜひ何かの機会に、指導書はこれで間に合うとすればそれでいいのですが、もしいろいろ学校現場で教育長がいろんな話をする場面があるだろうと思っておりますので、子供たちや教師に対してそういう話もぜひお願いをしたいなと、そんなふうに思っております。本当にこれで間に合えば、その指導書は別に必要ないのですが、ぜひそういったことも含めた指導書がこれからもし検討されれば、ぜひお願いをしたいな。そこら辺も答弁は要りません。

町長から今後の、先ほど申し上げた山形が行っているような後見人みたいなそういった専任の窓口をつくる、いずれ来た場合に、多分来るだろうと思っております、これから高齢者がどんどん、我々もう間もなく役場へ相談に来る時代がやってくるだろうと思っておりますので、ぜひそのときの窓口がどこでいいのか、うろうろしていたのでは大変醜いものですから、町長のまずお考えをひとつお聞きして終わりたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） まだ役場に来てもらえる人がいればいいほうだと思いますけれども、本当に民生委員の方々また行政相談員の方々に聞いても、本当にうちから出るのも大変になってくるといような、ましてやこの豪雪の中でというような話はお聞きしているところであります。本当に行く先、役場でいいのか、それと本当に大変巡回していかなければいけない、そういう時代まで来るのかなというような思いは心配される面はあるかと思えます。そういうことを十分検討しながら対応をしていかなければならないと思っておりますので、そういうような調査を今後しながら対応して、できる限りのところでやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第9**、以上をもって本日の会議日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時58分）